DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

GHQ/SCAP Records (RG 331, National Archives and Records Service)

Description of contents

(1) Box no. 2873

(2) Folder title/number: (33)
Child Welfare

(3) Date: Sept. 1949 - May 1950

(4) Subject:

Classification	Type of record
9733, 9760	c, t

(5) Item description and comment:
Ishikawa

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

(Compiled by *National Diet Library*)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Komatsu City

ISHIKAWA KEN

24 May 1950

Pop 63,500

Present at Conference:

Mayor ..... Mr. Wada
Welfare Officer ..... Mr. Iwata - staff 7
Women's Consultant ..... Mrs. Minamikawa

Problems:

Unemployment approx. 300. Public works projects - playground and rood work. 100 work daily - others covered by unemployment insurance

D.L.S.L. total case load in city 500 households textile factories closing due to market conditions.

Child Welfare:

Population 15,000m - 17,000 fe = 32,000

Day nurseries:
City 40 inmates 50 capacity
Private 150 inmates. 120 capacity
Both approved by minimum St. Law.

Recreation areas 9 in city. Jido-iin assigned as supervisors.

Deliberation Council:

30 persons. Patrols areas near drink areas, and other places of questionable recreation.

Juvenile delinquency statistics. 1949

90 criminal offenses
544 minor offenses

1949 Case records:

Protection 98
Health Guidance .....1396 - semi-annual
Mother and Child exam. PHN cases.
Medical treatment 536
Educational aid 490
2520

Jido-iin:

124, Monthly meeting, 1 hr of minsei-iin meeting given to child welfare

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Maternity handbooks distributed 1175 in 1949
midows consultation office - Mrs Minamikawa.

Total cases 650 Mother and Child Households 200 DLSL.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Ishikawa Child Welfare

23 May 1950

Ken Welfare Program May 1950:

3-7 Child Welfare Week, Living exhibition.
5 Grand meetings for children-1000 attended.
8-10 Movie show - 6,000 attended.
10-12 Distribution of leaflets on home discipline - Lecure and discussion
14 Mothers day meeting - health guidance presented by professor of University.
1000 persons attended.

April Statistics:

Child Welfare Center 172 cases

Jido-fukushi-shi: Unknown

Jido-iin, report semi-annually. Discussion responsibilities of 2 classes of workers - future of jido-iin.

Kojima 35-12 continuous cases
10 - completed - follow-up only

Haruchi 39-12 completed - follow-up - April
5 closed cases - April
10 new - May

Other jido-fukushi-shi: not present.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Child Welfare Center

Supt. Mr. Kato .....Supervisor - in-service training.
Mr. Hasegawa.....Testing, 60 Suz. Benet per month.
collects welfare information
Mrs.Nakamoto .....Reception and liaison, assigns cases
Mr. Muriyama .....App'l foster parents, 4 per month
Initial investigation in home.

Interviews:-

10 cases - 18 investigations
3 cases concluded
7 ref. to jido-iin.

Placement:

1 infant home
18 dependent children
4 feeble minded - school age
4 kyogoin
3 foster home (60 total. 8 no placement)

Mrs. Nakamoto in charge:

Tempory shelter - 5 unmates at present - average stay 1 week & longest 28 days.

Mr. Nishimura:

Clerical work. Finances, on sick leave at present.

1 Cook - for shelter.

Miss Kozaka - office girl.

Referrals - April:

Jido-fukushi-shi.....	0		
Jido-iin.....	15		
Police.....	25		
Miscellaneous.....	58	Mother	31
Total	98	Father	7
		Grandmo.	1
		Sister	2
		Aunt	1
		School	2
		Self	6
		Nanao	8

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Records kept:

Reception book - serial number given.
Record - institution record
Record - name list- disposition

Supervision - Training plan:

Staff meeting - 1st monday of month.
Study class - testing and use of findings twice monthly.

Lecture on child psychology.
Case work discussion - staff and jido-fukushi-shi 2,monthly.
Regular conferences with nanao staff.
Staff sent to other prefectures for study of their child welfare centers.
Library being established - staff contribute to purchase of books.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Accounting - Building 1950 (25 Showa)

Salary	¥ 533,288	
Wage	151,836	- full time
Travel	112,000	
Allowance	273,668	
Wage.....	180,000	- psychiatrist mov-reg -staff
Expend.....	23,200	
Fuel	7,000	
Printing	40,000	
Utilities.....	18,200	
Communications.....	6,600	
Rent and intents.....	5,000	
Repairs	3,000	
Equipment	68,480	
	¥1,426,272	

Shelter Salary	366,924	
Wage.....	35,112	Equpemt 20,000
Travel	57,643	Rawmat, 10,000
Allowance	144,428	medicines
Expendebles.....	25,485	
Fuel	3,285	
Food	101,787	786,864
Printing	10,000	
Utilities	5,000	
Communications	7,200	

Monthly Expenditures:

Salary	32,640
Wage	12,302
Travel	7,130
Allowances	10,875
Wage	3,000
Communication	5,801
	¥ 121,747.42

Temporary shelter:

Salary	29,726
Wage	2,844
Travel	4,938
Allowance	8,756
Food	3,115
Equpment	620
	¥ 49,999

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

File Ch. Welf. Center

April 20, 1950.

To : Chief of Public Welfare Section,
Tokai-Hokuriku Civil Affairs Region.

Subject: Request for attendance at the council of Child Welfare Center Chief in Tokai Hokuriku Region.

In accordance with the following schedule, we are going to have the above mentioned council. I cordially request the honour of your attendance at the council and also esteem it a favour to have your message at the same occasion.

Schedule:

Date : May 9, 10, 1950.

Place : Ishikawa-ken Central Child Welfare Center.

Address : No. 35, Kensakatsuji-dori, Kanazawa-shi.

Participant:

Aichi-ken Central Child Welfare Center Chief
" Toyohashi " " " "
" Okazaki " " " "
" Ichinomiya " " " "

Mie-ken Central Child Welfare Center Chief

Gifu-ken " " " " "

Fukui-ken " " " " "

Toyama-ken " " " " "
" Takaoka " " " "

Ishikawa-ken Central " " " "
" Nanao " " " "

Agendas of council:

1st day ... (Tues.) May 9

10 a.m. Opening speech ..... Chief of Ishikawa-ken Central Child Welfare Center.

Speech ..... Chief of Welfare Dep't, Ishikawa-ken

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Message ..... Chief of Public Welfare Section of Tokai-Hokuriku C.A.R.

" ..... Competent official of Child Bureau, Welfare Ministry.

Nomination of chairman.

11 a.m. Conference (subject have been submitted by each center)

noon. Recess (lunch)

1 p.m. Conference

3 p.m. Visitation of institution

Kano Reform School (Reformatory)

Baiko-kai (Home for dependent, neglected and abused children)

Ono-Yofu-en (-"-)

6 p.m. Round-table party.

2nd day ... (Wed.) May 10

9 a.m. Conference.

Subjects of conference

Voluntary research and its memoir

Conclusion of next annual council prefecture

Noon. Closing.

Seitaro. Kato

Seitaro Kato
Chief of Ishikawa-ken
Central Child Welfare Center.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ISHIKAWA PUB. CHILD WELFARE CENTER

児童相談

一年の歩み

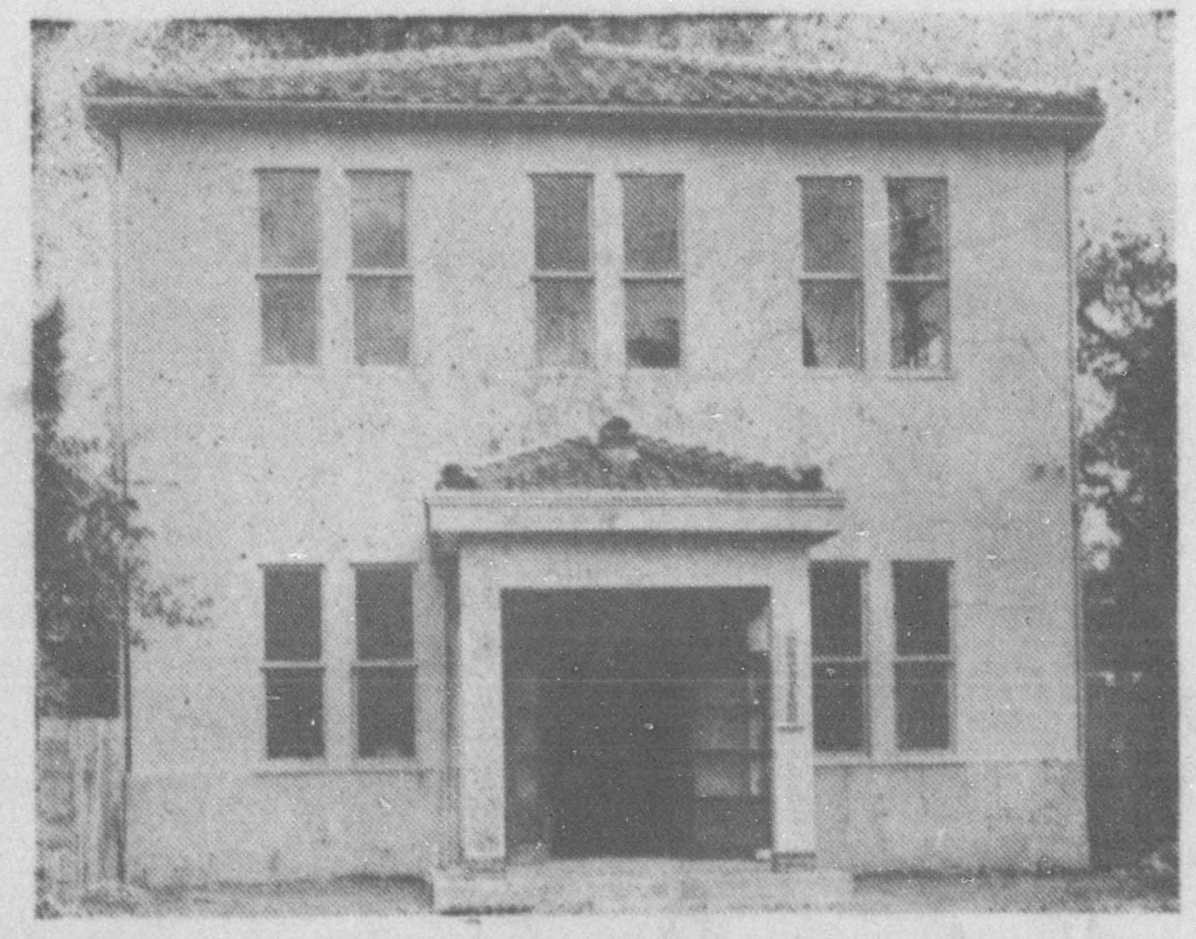

石川郡中央児童相談所

児童相談

石川郡中

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

日々に建設されていく平和日本にも喜びの姿、悲しみの姿が、交錯しているのは敗戰に伴う避く事の出來ない事実であります。

年を重ねるにつれて、悲しみの姿が駆逐され、喜びの姿に置きかえられるように國民凡てが、それぞれの立場で苦闘しているのが現日本人の生活の実態であります。

我々に與えられた仕事—任務もその一環に於てなされるのであるが、余りにも多い悲しみの姿をまざまざと見せつけられる時、何時の日に、之が喜びの姿に置き換えられるか実に前途程遠い感じが致します。

唯我々の歩みを、爲政者に、社会事業家に、教育者に將又我等と同じ道を歩む同志に苦悶の道連れとして、或は道標としての理解と善導を乞うことによつてのみ十全に果し得ると信ずるが故に敢えて一年の歩みの跡を物して大方の御高見を仰ぐ次第であります。

所長　加藤政太郎

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

目次

忘れられた子供達のために……一
一ヶ年間の業績を顧る……五
精神薄弱兒の種々相……一九
兒童と電流皮膚反射……二八
一粒の麥……三二
早期発見によつて盲聾のある子を善導した話……三五
廢げられた癲癇娘……三八
民子の話……四三
不良少女（美智子卷）……四八
紙行商の兒童について……五五
全國を遊び廻つた浮浪兒……五八
取扱事例集
掛子……六一
兒童福祉施設紹介……六四
日記抄……六八

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

忘れられた子供達のために

金沢大学教授　秋元波留夫

石川縣中央兒童相談所が発足して以來、所員の方々の熱心な努力によつて、着々その成果をあげとこにその一週年を迎へることになつたことは御同慶の至りである。

兒童相談所は戰後の最大課題の一つである兒童問題の対策の一つとして新たに生れた大切な機関であつて、從來ともすれば忘れられ勝ちな不幸な子供達のために大きな福音として重要な役割を持つものである。我国では從來この方面の仕事は甚だしく閑却され、家庭、学校、社会相互の間に子供達を導く上の連絡を欠いて居たことは否めない。子供が正しく育つ場合はそれでも大した支障はないが、一度子供がその道を踏み迷ふ時、これ等の「迷へる小羊」達は家庭でも、学校でも、社会でも、どうにも処置の施しようが無かつたのである。道に迷つた子供達は、それ故、いよいよ迷路に深く入りこんで仕舞ひ、どうにもならなくなつて罪を犯すようになる。そうなつて始めて社会は吃驚し、狼狽し、少年犯罪者という極印を押して、少年院や刑務所に隔離してしまうのである。

今日迄の研究者の報告によると、このように一度特別な施設に收容された少年達の將來は甚だ暗いのであつて、眞に有能な社会人として甦生するものの率は意想外に小さい。そこでこの方面の実務家達はこれらの少年達の先天的精神缺陥を主張して、教化の困難乃至不可能を信ずる人も尠くないのである。このような見解によれば、犯罪少年の大部分は教化の対象ではなく、社会防衛のための隔離の対象であると云うことになる。これでは少年教化がなおざりになり、子供達への愛が冷却

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

し、間や憎しみや放任が横行するのも余議ない次第であろう。我国の少年矯正事業がほんとうに正しくのびなかつたことの一つの理由に確かにこのような考へ方の根強いことをあげることが出來るであろう。併し又、他方、教化万能の楽天主義をとる人もある。いかなる人もその性は善である、導く側に誠意と努力さへあれば必ずその至誠は実を結ぶものであるとの信念から教化の仕事に一身を捧げた特志の人々のあることを忘れてはならない。凡そ少年教化の問題に於けるほどこのように全く相反する考へ方が共に存在する問題は尠いであろう。私はこの何れの側にも一理があることを認めるものであるが、同時にその何れも事の眞実を正しく捉へたとは思わないのである。

一体、何故少年院や刑務所に入つた少年達が教化され難いか。少年達が生れつき悪人であるが爲なのか、それとも、そう云う施設での教化方法が誤つているためなのか。こう云う疑問については今日迄色々の論議がつくされて來た。すくすくと育つた子供に比べて、このような経路を辿る少年達には全体として見る時心身に缺陥のある者が多いことは事実である。或る者はその性格の上で、或る者はその知能の点で正常でない。たしかに、正常な人生行路をあゆみ得ないものに、生理的缺陥がある者の多いことは、多少共科学的に観察することの出來る人なら認めない訳にはいかないだろう。しかし、ここですぐに生理的缺陥を犯罪と結びつけて結論すると飛んでもない誤謬をおかすのである。教化不能論の根本的謬りもこの点にある。生理的に缺陥のある者を正常者と同一な社会環境におき、特別な顧慮を拂わないで放置しておけば、之等の者が社会との適應に失敗し、或は正常でない間違つた反應や行動に赴くことは生物学的な道理である。自分の歩む途を自ら発見する能力に欠ける者が、複雑した人生の岐路に迷い、困難な向上の途から、より安易で、快楽的で、本能的な方向にそれ去るのは少しも不思議ではない。社会には、このような快楽の華が咲き乱れ、子供達を誘い惑わす袋小路が四通発達している。一度この途にふみ踏んだものは、その快美を若い脳髄

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

にしみこませ、しかもそれが度かさなるにつれてあたかも麻薬中毒者のように抜きがたい習慣となつてしまうのである。悪の華を手折るのが若い時代であればある程又それが度重なれば重なる程、慣性は大きい。少年院や刑務所は、これらの重い中毒患者を收容するのであるから、その治療が困難であるのは当然のことである。

今日の社会は、生理的に缺陷を持つ子供達にとつては、悪の温床であると云つても過言ではないだろう。犯罪をも含めてあらゆる人間的行動は素質と環境との合作である。そして強い個性は環境に働きかけ、これを変更することも出来るが、弱い個性は環境の単なる奴れいに過ぎない。従つて強い個性に比べて環境は、弱い個性に対して非常に強い影響力を持つ。今日の兒童問題を考へる上に、單に子供達の知能や性格のみの考察にとどまらず、その一人びとりの置かれている環境を考へることが必要となつてくるのは当然である。犯罪少年は單にその生來性缺陥のみで生れるものではなくて、その子供をとりまく環境の不適当なことと相俟つて作り上げられると云つてよい。更に大切なことは殆ど凡ての場合犯罪が習慣化するものであり、坂を轉落する雪だるまのように段々と大きくなると云うことである。

兒童相談所はアメリカの Guidance-clinic に範をとつたものであるが、その任務は全く、今迄述べた事柄を実際化するものである。それは子供達を、悪になじませない以前に於て、少年院や刑務所の御厄介にならなければならぬ以前に於て、温かい指導の手をさしのべようとするのである。家庭や学校で少しでも手を焼く子供があつた時、氣軽に、相談相手となつて、指導の方法を與へるのが相談所の仕事である。勿論、犯罪などと云う大げさな程度でない子供の盜癖、嘘言などの悪癖から、一切の兒童に関する性行上、知能上の問題について両親や学校教師と共に考へて行く所が相談所である。その中には、子供の精神的身体的缺陥を医学的に治療する必要のある場合もあり、或は

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

家庭の環境が適当でない爲に特別なホームを必要とする場合もあろう。或は又、知能缺陷の程度が学校教育を許さない程度である爲に訓練学校 Training school（精神薄弱兒のための教育治療院）に送る必要があることもあろう。或は又、家庭の教育指導を相談所員が巡回して協力する場合もあろう。その方法は甚だ多岐であつても相談所は、病院が患者の診断をし、その治療方針を決めるのと同じように子供達の「適應失敗」という病症の原因をつきとめ、その治療を計る所である。しかし「治療」の凡てを相談所が行うことは出來ない。相談所は関係する機関と密接に連絡して、夫々の施設の機能を発揮せしむればよい。從つて相談所の活動は、これらの協力機関の整備如何に極めて大きな関係がある訳である。アメリカのように各種の施設が設けられ、協力がうまくはこんでこそ相談所は眞にその機能を発揮することが出來る訳である。

このように考えると兒童のための施設は実に貧弱である。加能実修学校の如き施設はもつと増強され、その機能が発揮出來るよう支持されなければならぬ。不良化の母胎と云われる精神薄弱兒童及び異常性格兒童のための公共的治療教育施設、即ちアメリカのトレーニング・スクールに相当する施設が是非共欲しいものである。そこで科学的治療と愛の教育とが手をつなぐ時始めて忘れられた子供達の樂園が出來上るのである。このような施設なしでは兒童相談所がいくら数多く出來た所で兒童の福祉は將來されないであろう。こう云う根本的な問題に今の中から手をつけないでいて、ただ眼さきのことだけであくせくしていてどうして兒童問題などが解決され得ようか。

私は、兒童相談所の一週年に当り、以上平素の所感を述べて、忘れられた子供達のために、識者の各位に理解ある支援を訴へたいのである。我国の兒童問題は、今日そのスタートを切つたのであり、その前途は多難であるが、新しい時代の担い手のために、是非切り拓いて行かねばならない。との事業にだづさはる方々の一層の御健闘を期待するものである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一年間の業績を顧る

鑑別主任　中本長吉

一、はしがき

昨年七月石川縣中央兒童相談所が開設せられてからこれで丁度一ヶ年になる。

今ここに我々が取扱つて來た仕事をふり返つて見るとその内容の貧しさに驚きながらもなお流石にある感慨の湧くのを禁じ得ないものがある。

その年一月一日をもつて施行せられた兒童福祉法自体が新しい画期的な綜合法であり、この法にもとづいて設置された兒童相談所も亦從前あつた一般的な教育相談所や少年鑑別所と姿態を異にした新しい内容を持つものとして出発したものである。これに加えて実際にこの仕事を進めて行かねばならない我々自身が無定見で不馴れであつたためにこの船の航海は最初から順風に帆を上げる類のものではなかつた。内容の充実の面に、事業の拡充の面に、各機関との連絡の面に等々思いがけない障碍があらわれて、一應の予想はしていたものの流石に困難極まる航海であつた。終始じぐざくの進路をとり、なお時にコンパスを見失つて漂流しなければならない様な狀態に立到つたことも稀ではない。ふりかへつて我々自身いかに恥ずべき訓練不足の船員であつたかということに面を伏せざるを得ない。がまたこれと同時に曲りなりにも顚覆の悲運をまぬがれてどうにかこの一ヶ年の航海を続け得たことを同船の者達で互に慰め、喜び会いたい氣持も起つて來るのである。

我々が記録するものは未だ学的な何物をも持つているとは信じていない。本縣兒童行政のデータを提供し得るものともうぬぼれてはいない。がこの貧しい航海日誌が、新たなる第二年の航海に幾何かのつとめを果すと共にせめて本縣兒童保護事業の横顔をのぞいていただく機縁ともなり得るなら幸甚の至りである。

二、取扱い件数と一般的傾向

1. 月別の狀態

相談件數が漸次上昇傾向を辿つているのは、社会狀

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

勢に起因すると見るよりも、児童相談所の機能が一般的に漸次理解されて來、利用度が高まつたと考えられる点が多い。

事実、この表による数字では見ることが出來ないが、開設当初は相談所員や児童福祉司の手による積極的な「探索」「狩り出し」が殆ど大部分を占めて、直接当事者や、児童委員、学校其の他からの通告によるものは極めて少なかつたが、漸次この比率が変をかえて來て、特に本年度に入つてからは保護者若しくはこれに代るものの直接相談が激増して來たことは注目すべきである。

季節的には春三、四月が多く、十一、十二月が少い。このことは各地の相談所で略々共通の様で特に本縣に特有の現象ではないが、成人にとつても児童にとつても新しい活動期に入る。

春が、養護に教護に多くの問題を生み出す訳でありこの時期の積極的な活動が、必要であることを示すものではないだろうか。

なお七月以降について注目すべき現象があらわれつつあることをつけ加えて置きたい。それは失職によるもの、生活困難によるもの、疾病によるもの等が乳幼児の保護を求めて相談に來る事例が急激に増加して來たことである。これ等の養護相談の件数は七・八・九・三ヶ月間で前一ヶ年間の半数以上に達する程度である。理由は簡單に片づけられないが、行政整理、企業合理化に伴う失業者の増加、闇屋的潜在失業群が顕在失業者として表面に浮び出て來たこと、一般的な金詰りによる社会不安等が大きな原因ともなつている様に考えられる。

2. 相談内容

養護相談（生活困難等のため児童施設收容保護若しくは里親委託を希望する相談を我々は養護相談と云つている）が本年に入つてから急激に増加しており、しかも年齢的には一才から七才位までの未だ学齢に達しない児童即ち乳幼児の数が多いことが目立つている。

精神薄弱児の相談件数も漸次上昇傾向を辿つているが、これはこの種児童の絶対数の増加でないことは明らかで児童相談所に対する一般的理解が深まつて來たことを示していると見てよい。

教護相談（不良化した児童又は不良傾向にある児童についての相談を我々は教護相談と云つている）の件数について見るに特にその上昇傾向を認めることは出來ないが、季節的に特長を持つているようである。春三—四月頃に多いのは前にもふれたように春の季節的

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

表一

相談取扱総

取扱区分 \ 月別・性別	7月 男	7月 女	7月 計	8月 男	8月 女	8月 計	9月 男	9月 女	9月 計	10月 男	10月 女	10月 計	11月 男	11月 女	11月 計	12月 男	12月 女	12月 計	1月 男	1月 女	1月 計	2月 男	2月 女	2月 計	3月 男	3月 女	3月 計
取扱総件数 法第二十五條該当のもの 乳児相談	0	0	0	0	1	1	3	2	5	2	1	3	6	8	14	1	1	2	0	0	0	2	3	5	3	3	6
養護 〃	2	0	2	7	4	11	12	3	15	8	2	10	5	1	6	7	2	9	12	11	23	10	8	18	13	13	26
精神薄弱児 〃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	2	1	3
教護 〃	4	0	4	6	5	11	13	9	22	5	1	6	2	1	3	7	1	8	8	0	8	6	0	6	10	4	14
浮浪児 〃	3	0	3	3	0	3	1	0	1	3	0	3	3	0	3	1	1	2	4	0	4	0	1	1	3	0	3
被虐待 〃	0	0		0	0		1	1	2	0	1	1	0	1	1	0	0		0	0		0	3	3	1	0	1
その他	0	0		0	0		0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	3	2	5	0	2	2	1	2	3
その他	0	0	0	16	8	24	158	157	315	175	36	211	123	30	153	38	12	50	25	11	36	181	151	332	290	248	538
総計	9	0	9	32	18	50	188	173	361	195	42	237	139	41	180	54	18	72	52	25	77	197	169	368	323	271	594
措置状況 法第二十六條該当のもの 知事に報告	7	0	7	9	7	16	15	7	22	13	2	15	7	3	10	11	3	14	17	8	25	7	5	12	6	9	15
児童福祉司又は児童委員に指導	0	0		0	0		8	4	12	1	0	1	0	0		0	0		0	0		0	0		1	1	2
計	7	0	7	9	7	16	23	11	34	14	2	16	7	3	10	11	3	14	17	8	25	7	5	12	7	10	17
法第二十七條法二十八條該当のもの 訓戒誓約																											
児童福祉司又は児童委員に指導																											
里親委託																			4	2	6	2		2	1	2	3
入所 乳児院					1	1	1	1	2	1		1	1	3	4	1		1	1		1					1	1
小野陽風園	1	0	1	2	1	3	3		3	3	1	4	1		1	3		3	2	5	7				4	2	6
梅光会	1	0	1			0	6	3	9	2		2							1	1	2		4	4			
享誠塾	2	0	2	3		3	1	0	1	4	1	5				1	1	2				2	1	3	1		1
愛児園	0	0	0	0	1	1	2	0	2	1		1	2		2	1	1	2	1		1					3	3
伊奈美園	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0															
加能実習学校	3	0	3	4	4	8	2	3	5	2		2	3		3	5	1	6	8		8	3		3		1	1
小計	7	0	7	9	7	16	15	7	22	13	2	15	7	3	10	11	3	14	13	6	19	5	5	10	5	7	12
計	7		7	9	7	16	15	7	22	13	2	15	7	3	10	11	3	14	17	8	25	7	5	12	6	9	15
該当しないもの	2	0	2	23	11	34	165	162	327	181	40	221	132	38	170	43	15	58	35	17	52	192	164	356	316	261	577

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

相談取扱総数

(自 昭23.7 至 昭24.9)

石川

9月		10月			11月			12月			1月			2月			3月			昭23年度計			4月			5月			6月			7月			8月			
女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男
2	5	2	1	3	6	8	14	1	1	2	0	0	0	2	3	5	3	3	6	17	19	36	3	3	6	5	3	8	8	6	14	1	1	2	4	4	8	7
3	15	8	2	10	5	1	6	7	2	9	12	11	23	10	8	18	13	13	26	76	44	120	20	19	39	28	12	40	31	9	40	10	13	23	38	11	49	41
0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	2	1	3	3	4	7	5	3	8	9	8	17	13	7	20	2	0	2	3	1	4	1
9	22	5	1	6	2	1	3	7	1	8	8	0	8	6	0	6	10	4	14	61	21	82	56	2	58	39	4	43	20	3	23	24	3	27	30	4	34	22
0	1	3	0	3	3	0	3	1	1	2	4	0	4	0	1	1	3	0	3	21	2	23	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	5	0	5	5
1	2	0	1	1	0	1	1	0	0		0	0		0	3	3	1	0	1	2	6	8	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3
1	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	3	2	5	0	2	2	1	2	3	1011	661	1672	31	15	46	232	216	448	24	25	49	43	24	67	40	27	67	7
157	315	175	36	211	123	30	153	38	12	50	25	11	36	181	151	332	290	248	538																			
173	361	195	42	237	139	41	180	54	18	72	52	25	77	197	169	368	323	271	594	1191	757	1948	117	42	139	314	244	558	96	50	146	80	41	121	121	48	169	86
7	22	13	2	15	7	3	10	11	3	14	17	8	25	7	5	12	6	9	15	92	44	136	15	14	29	8	6	14	17	9	26	5	3	8	16	4	20	21
4	12	1	0	1	0	0		0	0		0	0		0	0		1	1	2	7	8	15	5	2	7	2	0	2	0	1	1	0	0	0	3	0	3	2
11	34	14	2	16	7	3	10	11	3	14	17	8	25	7	5	12	7	10	17	99	52	151	20	16	36	10	6	16	17	10	27	5	3	8	19	4	23	23
											4	2	6	2		2	1	2	3	7	4	11	4	8	12	0	1	1	6	4	10	0	0	0	0	0	0	0
1	2	1		1	1	3	4	1		1	1		1					1	1	5	6	11	0	2	2	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	3
	3	3	1	4	1		1	3		3	2	5	7				4	2	6	19	9	28	3	0	3	2	0	2	1	0	1	2	2	4	4	2	6	10
3	9	2		2							1	1	2		4	4				10	8	18	3	1	4	5	1	6	0	1	1	0	1	1	1	0	1	1
0	1	4	1	5				1	1	2				2	1	3	1		1	14	3	17	3	1	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2
0	2	1		1	2		2	1	1	2	1		1					3	3	7	5	12	1	2	3	0	1	1	0	0	0	1	0	1	3	1	4	0
0	0			0																0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	10	0	0	0	3	0	3	1
3	5	2		2	3		3	5	1	6	8		8	3		3		1	1	30	9	39	1	0	1	0	1	1	3	0	3	2	0	2	2	1	3	4
7	22	13	2	15	7	3	10	11	3	14	13	6	19	5	5	10	5	7	12	85	40	125	11	6	17	8	5	13	11	5	16	5	3	8	16	4	20	21
7	22	13	2	15	7	3	10	11	3	14	17	8	25	7	5	12	6	9	15	92	44	136	15	14	29	8	6	14	17	9	26	5	3	8	16	4	20	21
162	327	181	40	221	132	38	170	43	15	58	35	17	52	192	164	356	316	261	577	1092	705	1797	97	26	123	304	238	542	79	40	119	75	38	113	102	44	146	6

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

取扱総数

(自 昭23.7 至 昭24.9)

石川縣中央兒童相談所

	2月			3月			昭23年度計			4月			5月			6月			7月			8月			9月			昭24年度計			合計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0	2	3	5	3	3	6	17	19	36	3	3	6	5	3	8	8	6	14	1	1	2	4	4	8	7	1	8	28	18	46	45	37	82
23	10	8	18	13	13	26	76	44	120	20	19	39	28	12	40	31	9	40	10	13	23	38	11	49	41	21	62	168	85	253	244	129	373
1	0	1	1	2	1	3	3	4	7	5	3	8	9	8	17	13	7	20	2	0	2	3	1	4	1	2	3	33	21	54	36	25	61
8	6	0	6	10	4	14	61	21	82	56	2	58	39	4	43	20	3	23	24	3	27	30	4	34	22	2	24	191	18	209	252	39	291
4	0	1	1	3	0	3	21	2	23	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	5	0	5	5	1	6	13	1	14	34	3	37
	0	3	3	1	0	1	2	6	8	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	1	4	4	3	7	6	9	15
5	0	2	2	1	2	3	1011	661	1672	31	15	46	232	216	448	24	25	49	43	24	67	40	27	67	7	6	13	377	313	690	1388	974	2362
36	181	151	332	290	248	538																											
77	197	169	368	323	271	594	1191	757	1948	117	42	139	314	244	558	96	50	146	80	41	121	121	48	169	86	34	120	814	469	1273	2001	1216	3221
25	7	5	12	6	9	15	92	44	136	15	14	29	8	6	14	17	9	26	5	3	8	16	4	20	21	7	28	82	43	125	174	87	261
	0	0		1	1	2	7	8	15	5	2	7	2	0	2	0	1	1	0	0	0	3	0	3	2	0	2	12	3	15	19	11	30
25	7	5	12	7	10	17	99	52	151	20	16	36	10	6	16	17	10	27	5	3	8	19	4	23	23	7	30	94	46	140	193	98	291
6	2		2	1	2	3	7	4	11	4	8	12	0	1	1	6	4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	13	23	17	17	34
1					1	1	5	6	11	0	2	2	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	3	1	4	5	4	9	10	10	20
7				4	2	6	19	9	28	3	0	3	2	0	2	1	0	1	2	2	4	4	2	6	10	1	11	23	5	27	41	14	55
2		4	4				10	8	18	3	1	4	5	1	6	0	1	1	0	1	1	1	0	1	1	4	5	10	8	18	20	16	36
	2	1	3	1		1	14	3	17	3	1	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	0	2	8	2	10	22	5	27
1					3	3	7	5	12	1	2	3	0	1	1	0	0	0	1	0	1	3	1	4	0	0	0	5	4	9	12	9	21
							0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	10	0	0	0	3	0	3	1	0	1	10	4	14	10	4	14
8	3		3		1	1	30	9	39	1	0	1	0	1	1	3	0	3	2	0	2	2	1	3	4	1	5	12	3	15	42	12	54
19	5	5	10	5	7	12	85	40	125	11	6	17	8	5	13	11	5	16	5	3	8	16	4	20	21	7	28	72	30	102	157	70	227
25	7	5	12	6	9	15	92	44	136	15	14	29	8	6	14	17	9	26	5	3	8	16	4	20	21	7	28	82	43	125	174	87	261
52	192	164	356	316	261	577	1092	705	1797	97	26	123	304	238	542	79	40	119	75	38	113	102	44	146	63	27	90	724	413	1133	1812	1118	2930

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

な影響がうかがはれると共に学年の変動期が児童に與える影響も一應考慮の対象とすべきであろう。

浮浪児の取扱件数が極めて少いのは本縣自体が非戰災地区であつて土着のそれを持たないことと中央都市から遠隔の地にあるということを理由とする。ただ六月以降、この取扱件数が稍増加の徴候が見える、これについて考えて見ると、大都市の秩序回復が所謂浮浪児の生活様式に大きな影響を與え、彼等が従前の形で生活することを著しく困難ならしめて来たため、これ等の少年が地方移動の方向を取つて来たことと、法の改正によつて、警察から直接児童相談所への送致がなされる様になつて来たこと等が理由としてあげられるのではないだろうか。

なおこれ等地方回遊の浮浪児達が、本縣の児童に與える影響というものについては最近の家出児童の増加傾向と考えあわせて一般家庭に十分の注意を喚起して置かなければならないことである。

3. 保護状況について

以上の各種相談児については何等かの形に於ての保護指導が必要となつて来る。養護教護を通じて児童は保護者のもとに、家庭の中に育てさせるのが最も適当であり、これを原則として進んで来ているが、このことと自体が不可能となつて来ての相談が多いのであるから、実際の仕事に於て最も困難な部面はここにあるのである。

他縣に比し比較的施設に恵まれている本縣でも一ヶ年間(昭二三・七—昭二四・六)一六九名を收容するには相当に困難を伴つている。なおこの外に收容保護の必要を認めながらその措置を講じ得ないで未処置の形であるもの若しくは諦めさせたものが三〇〇件に達している。里親の開拓によつて三一人の児童を委託したが施設收容に限度がある以上、激増する要保護児童対策として今後の重点がいかにこの里親開拓の面に置かれねばならないかは極めて明らかである。精神薄弱児の保護については従来本縣に於てその專門施設を欠くため、養護施設、教護院、病院等々に夫々分類委託の方法をとつていたが、このための不便と弊害は相当大きいものがあつた。幸にこの施設も十月を以て発足することに確定した様であるから来年度からはもつと合理化した、分類收容の方法も可能となろうし我々の仕事もやり易くなろう。(表一参照)

4. 郡市別状況

これ等の相談件数を郡市別について見ると、別表第二の通りである。金沢市が過半数を占めていることに

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

いろいろの意味で近代都市的性格がうかがわれる様に考えられる。

都市の環境的條件が養護教護を問わず、問題を発生し易いということの外に機構を積極的に利用する線も他の地区よりはるかに多いことも見忘れてはならない。都市的性格は機構を有効に利用して早期に問題を処理して行く賢明さを持つと共に、最後のどたんばまで自力と隣保扶助でがんばる田舎のあの重厚さを欠くのである。

江沼郡に比較的養護対象児が多いのは、温泉地区の旅館の女中仲居の子弟が入るからである。

珠洲郡に教護児童が大量にあらわれているのは、特にこれが発見を目的としての出張調査を行つた際地元の積極的協力があつたからであつて決してこの郡にのみ問題児が多いのではない。（表二参照）

三、取扱児童の知能と年齢についての考察

1. 知能分布と年齢（表三第一図参照）

我々が取扱つた児童の中、知能検査を実施したものの合計を年齢別に眺めて見たのが別表三である。

ここに入つている児童は養護、教護とい標な特別内容を持つものに限らず、一般私宅相談児をも含んで居居内の察の元特のくまをなも生に

表二　各郡市別相談件数

郡市別＼相談別	教護	養護	乳児	教育	その他	計	%
金沢市	64	77	17	58	11	227	54.81
小松市	8	5	2	1	2	18	4.34
七尾市	4	1	1	0	1	7	1.70
江沼郡	6	17	0	11	19	53	12.80
能美郡	2	4	2	0	1	9	2.17
石川郡	3	5	2	2	0	12	2.90
沼北郡	1	2	4	2	3	12	2.90
羽咋郡	5	4	2	0	1	12	2.90
鹿島郡	1	4	0	0	1	6	1.44
珠洲郡	24	4	0	0	12	40	9.70
鳳至郡	10	3	0	0	5	18	4.34
計	128	126	30	74	56	414	100.00

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

り、所謂無選択児童に近いものである。随つてその分布曲線も一般無選児のそれに近い。（このことは本縣の児童相談所が特殊児童のみの相談所でなく一般児童の相談所としての機能をも十分発揮していることの一つのしるしともなろう）

又その年齢が殆ど学齢期であることは、我々の仕事

第一図　知能分布表

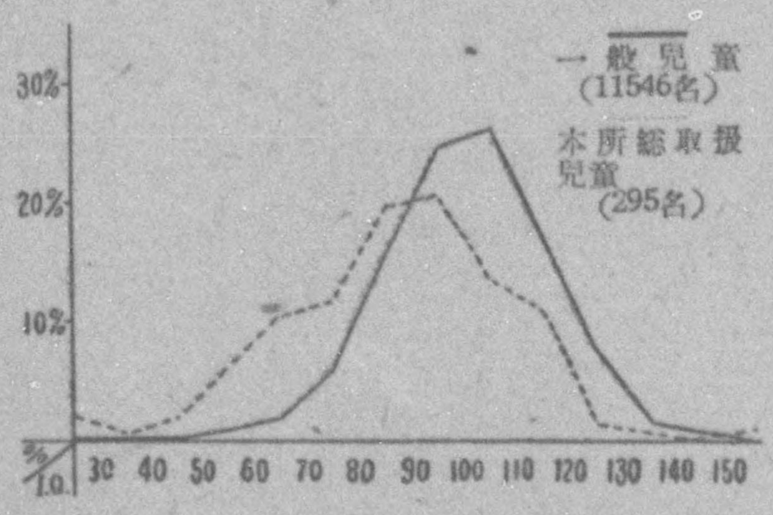

表三　鑑別結果表（鈴木びねーに依る）

知能段階 ＼ 年令	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計	
～29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1	—	1	1	—	—	5	1.70
30～39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.34
40～49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	—	1	4	1.36
50～59	—	—	—	—	—	1	4	1	2	2	1	2	2	—	1	1	—	2	19	6.46
60～69	—	—	—	—	—	—	2	5	1	1	2	3	5	5	3	3	—	—	30	10.20
70～79	—	—	—	—	1	1	2	2	1	2	3	5	6	4	—	4	3	1	35	11.90
80～89	—	—	—	—	—	1	4	1	8	4	3	6	3	9	10	4	1	—	58	19.73
90～99	—	—	—	—	3	1	5	8	1	4	7	9	5	9	4	2	2	—	60	20.41
100～109	—	—	—	—	—	2	3	3	6	5	3	7	2	2	2	—	4	2	41	13.95
110～119	—	—	—	—	1	1	1	3	3	4	4	5	—	1	4	1	3	—	31	10.54
120～129	—	—	—	—	—	—	—	1	2	—	—	—	1	—	1	—	1	—	6	2.04
130～139	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	4	1.36
140～149	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
150～	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施行しない児童	38	16	9	5	2	3	2	2	3	2	8	7	6	6	6	3	2	1	120	0.34
計 男	15	9	8	2	6	5	14	18	17	14	21	30	26	29	30	13	10	7	274	
計 女	23	7	1	3	1	5	11	12	11	12	12	15	7	8	1	6	6	0	141	
計 計	38	16	9	5	7	10	25	30	28	26	33	45	33	37	31	19	16	7	415	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

表四

知能分布から見た取扱い児童

昭34.6.30現 (鈴木びねーに依る

知能段階 ＼ 相談別 / 性別	教護相談児童 男	教護相談児童 女	教護相談児童 計	教護相談児童 %	養護相談児童 男	養護相談児童 女	養護相談児童 計	養護相談児童 %	教育相談児童 男	教育相談児童 女	教育相談児童 計	教育相談児童 %	総計 男	総計 女	総計 計	総計 %
～ 29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	5	1.70
30 ～ 39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	0.34
40 ～ 49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	4	1.36
50 ～ 59	3	0	3	3.16	—	2	2	2.38	—	—	—	—	9	10	19	6.46
60 ～ 69	12	3	15	15.78	4	2	6	7.14	—	—	—	—	22	8	30	10.20
70 ～ 79	9	1	10	10.53	8	5	13	15.48	4	—	4	5.56	27	8	35	11.90
80 ～ 89	24	3	22	28.42	14	9	23	27.38	7	1	8	13.89	45	13	58	19.73
90 ～ 99	22	5	27	28.42	14	5	19	22.61	10	4	14	19.44	44	16	60	20.41
100 ～ 109	7	3	10	10.53	7	2	9	10.71	11	7	18	25.00	26	15	41	13.95
110 ～ 119	3	0	3	3.16	7	4	11	13.10	11	5	16	22.22	21	10	31	10.54
120 ～ 129	—	—	—	—	1	—	1	1.20	4	1	5	6.94	5	1	6	2.04
130 ～ 139	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	4	5.56	2	2	4	1.36
140 ～ 149	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
150 ～	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1.36	—	1	1	0.34
計	80	15	95		55	29	84		49	21	70		206	89	295	
平均	84.6	87.2	84.9		90.8	86.3	89.1		101.9	10.44	104.4		87.7	87.2	87.5	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

が、教育委員会、教育研修所、学校等と十分な連絡を保ち、共同研究をやつて行かなければならないことを示している。

2. 対象別児童の知能（表第四、第二図参照）

表第四は対象別に知能分布を示したものであり、第二図はこれをグラフ線に表したものである。

第二図　鑑別児童知能分布図

昭和42.6.30.現在

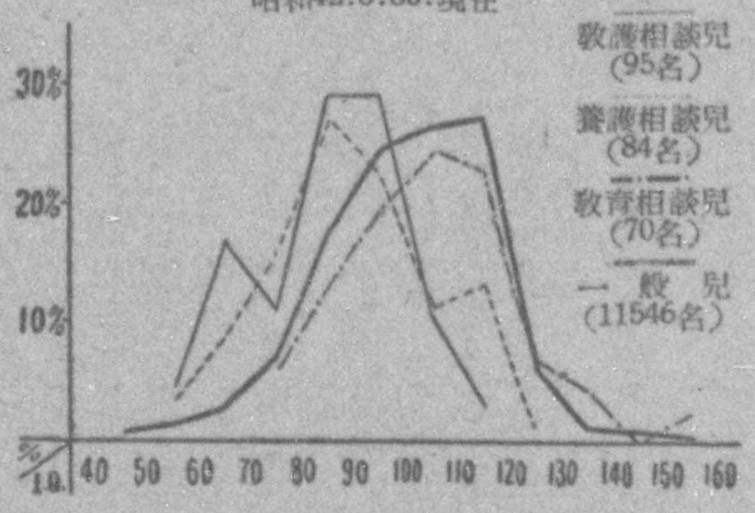

これについて見ると一般教育相談児と養護教護相談児との知能の開きが極めて大きいのが目立つ。

一般教育相談児の知能平均が、一般無選択児（平均線）のそれを更に上廻つていることについては、児童教育について積極的に相談所を利用する程の保護者は教育にかなり深い理解を持つ人達であり、優秀な人達が多いということと、もう一つはある程度自分の子供に自信と誇りを持つ人が訪れて来ること等が考えられる。

養護対象児の知能分布は平均線を僅かに下廻る程度であつて特に注目すべきものを示していない。この児童の大部分は極貧家庭のものであり一部は保護者を失つた孤児若しくはこれに類するものである。

よくいわれる、貧困者の大部分は劣等知能者であるということが眞実ならば、遺傳学的に見てこの児童達の知能分布曲線にもこれが強く表われねばならぬ筈である。とすれば少くとも、現代の社会に於ける貧富と知能は、かつて言われたものとは大分異つていることになる。この表に関する限り、殆ど無関係だと云える位である。戦後の経済的動乱は誰彼の区別なしに渦中に巻込んだせいかも知れない。

教護児童の知能分布については別に項をもうけて一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

括説明したい。

3. 施設收容兒童の年齢と在所期間(別表五・六參照)

表五は收容兒童の年齢を各施設別に調査したものである。

十三才を頂点として八才から十六才迄の、主として小学校中学校の学齢兒童がその大部分を占めている。施設の殆どが、この年齢を対象として経營されていることにも原因しているが、この形態は必ずしも実際の要求と一致してはいない。收容兒童の年齢がもつと低くなるのが現実の要求であり、今後そうした形に漸次移行することが予想せられる。

学齢期の兒童が里親開拓によつて廣範囲に吸收せられて行くことになれば、一般の里親によつては保育の困難な乳幼兒を主体とする施設が望まれることとなり養護施設の実体は今よりもつと異つて來なければならないことになろう。

表六は各施設收容兒童の在所期間を調査したものである。

一ヶ年未満の兒童が圧倒的に多いのは兒童福祉法の制定、兒童相談所兒童福祉司の設置によつて問題兒の積極的発見と措置がなされたことによる。この一ヶ年に要保護兒童が急増したと見るべきでない。

表五　各施設收容兒童年令調査

年令＼施設	乳兒院	享誠塾	小野陽風園	愛兒園	伊奈美園	梅光会	実学修校	計
0	2	—	—	—	—	—	—	2
1	10	—	—	2	—	—	—	12
2	6	—	—	6	—	1	—	13
3	—	—	6	2	—	1	—	9
4	—	—	2	3	2	—	—	7
5	—	1	3	4	—	4	—	12
6	—	2	6	4	—	3	—	15
7	—	2	8	3	1	10	—	27
8	—	3	9	1	1	8	—	22
9	—	5	9	6	—	9	—	29
10	—	2	11	2	2	9	5	31
11	—	4	7	—	—	7	6	24
12	—	6	7	1	3	5	20	42
13	—	3	12	—	—	8	12	35
14	—	2	10	—	1	7	16	36
15	—	5	3	1	—	7	4	20
16	—	3	3	—	—	2	4	12
17	—	3	—	—	—	4	—	7
18	—	—	1	—	—	—	2	3
計	18	41	97	35	10	85	69	355

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

表六　各施設兒童在所期間調査

期間＼施設	乳兒院	享誠塾	小野陽風園	愛兒園	伊奈美園	梅光会	実学	修一校	計
0	12	19	30	13	10	30	35		149
1	6	12	21	13	—	15	19		86
2	—	10	17	3	—	17	6		53
3	—	—	16	2	—	7	5		30
4	—	—	2	2	—	3	2		9
5	—	—	3	1	—	2	2		8
6	—	—	4	—	—	4	—		8
7	—	—	—	1	—	1	—		2
8	—	—	1	—	—	3	—		4
9	—	—	—	—	—	1	—		1
10	—	—	2	—	—	—	—		2
11	—	—	1	—	—	2	—		3
計	18	41	97	35	10	85	69		355

在所期間については教護院に於て三ヶ年を超えるものが九名、養護施設に於ては、五ヶ年を超えるものが二六名を数え、その中十年を超えるものが五名もいる。

同一兒童が極めて長期に施設を独占することは特別の場合を除いて、社会政策的な面から見ても兒童自身から云つても好ましいことではない。引取態勢の可能なものは出來る限り早期に引取らせ、保護者のないものは適当な里親を可及的速かに発見委託すべきである。

私見として養護施設に於ては最長五年、教護院に於ては最長三年を一應の限度としてその対策を立てて行くことも考えられる。研究すべき問題である。

四、教護院兒童の動態

1. 知能より見た教護兒（表四参照）

我々が取扱つた教護相談兒のI・Q・（知能指数）平均は八四・九九であり、教護院收容兒童のそれは八一・三七であつて略々全國平均と近似値をとつている。そしてこれは本相談所に於て実施した一般兒童と比較して見るとかなりの隔りを見る。更にその内容について見ても、相当程度の差異点が示されている。即ち、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

	I・Q・七〇以下のもの	一一〇以上のもの
教護相談兒	一八・九四%	三・一六%
一般相談兒	二・七六%	二五・五六%

と、低位に多く高位に少い。

このことは明らかに要教護兒童が、知能低位の兒童に多いことを示している。然しこれを以て、にはかに兒童不良化の原因を知能低位に帰することは許されない。その大部分八〇%は普通知能兒またはこれに近いものであり、中には優秀知能兒も入つている。現実に我々が取扱つた実例の中でも、知能低位が不良化の直接原因と認むべき事例は極めて稀であつたのである。

随つてこの表は知能低位が不良化への一つのぜい嗣点として警戒を要することを示す程度のものとして受け取るべきであつて、過大に考えると、不良化の他の主因を看過する結果となろう。

2、性格面から見た教護兒

内田クレペリン性格検査は殆ど全部異常曲線を示し強度の情意不安定狀態、若しくは著しい精神欠陥が見られる。

この中躁鬱性と見られるもの五、精神病質兒と見られるもの六を数える外、特に遺傳的素因を明確にし得るものは少い。むしろ家庭的社会的環境の不調和と知能欠陥による副次的影響が、これ等の異常性格形成の主因をなしたと考えられる面が多い。

精神検査計（ガルバノメーター）による実験成績は実施後まだ日が浅く材料が少いので、にはかに結論を出すことは不可能であるが、ある期待すべき予見を持つことは可能のようである。詳細は別の箇所で記述される筈であるが、今までの実験経過について見ても、食慾肉体的感覚に於て普通狀態若しくは鋭敏でありながら情操的道徳的感覚に於て極めて鈍感な型、終始動揺し続けて安定狀態を保ち得ない易憤性の型、あらゆる刺激に対して殆ど動揺を示さない無反應な型等が多く見られ、今後の資料と相俟まつて何等かの成果を発表し得ると考える。

3、家庭環境から見た教護兒

（イ）保護者関係（表七参照）

一般兒童で実父母の下に養育されないものが僅かに二〇・一%であるに対して教護兒では実に七〇・三%の多きに上つていることは特に注目に値する。（加能実修学校四十年間の教容兒童について見ても略々同様な数字を示している）

この場合、親を失つたための家庭の経済的な打撃ということや、片親のための監督不行届というようなこ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

表七　　兒童保護者調

保護者別＼兒童別	一般兒童		教護院兒童		教護相談兒童		養護相護兒童	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
実父母	37,489	79.9	137	28.3	35	29.3	5	4.6
実父のみ（継母養母含）	2,267	4.8	128	26.4	21	23.6	17	15.9
実母のみ（養父含）	6,046	12.9	119	24.6	18	20.2	51	47.7
他人	330	0.7	27	5.6	4	4.5	12	11.2
親戚	730	1.7	73	15.1	11	12.4	22	20.5
計	46,912		484		89		107	

註　一般兒童は縣下小中学校について無選択兒童を対象として、
教護院兒童は開設以來のものについての調査である。

とも一應は考慮の中に入れらるべきは勿論であるが、主因はもつと深い処にある。両親の好ましいコンビによる子供への愛情は何物にも代え難い偉大なものである。その一方が失われて愛情の均衡が破れる時に兒童の性格的な変調の危期が訪れる。両親を失つた場合に至つては論外である。

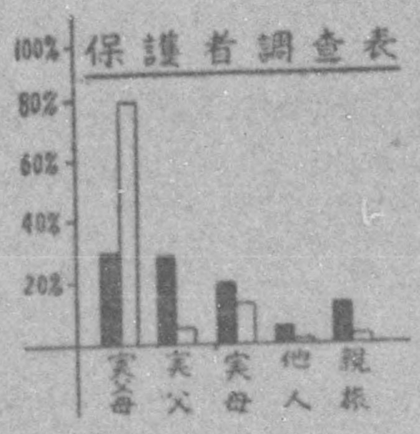

戰後この片親乃至両親を失つた兒童が大量に社会の表面に押し出されて来、混乱した秩序の中を漂流するに至つた。—その極端の形態が、所謂浮浪兒の生態である。今の窮迫した社会狀態の下に於ては浮浪兒と要教護兒要養護兒は全然異つた生態ではない。同一の巨大な氷山であつて只浮浪兒は水面に出ている尖端である。巨大な氷塊は水面下に拡がつていていつでも水面に浮び上る可能性をもつているのである。不安と窮迫と頽廢の社会相はこの氷山の尖端を益々大ならしめる傾向にある。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

児童の教育と保護はまさにかかるハンデキャップを持つ児童に重点が向けらるべきである。

（ロ）同胞関係

表八は教護相談兒の同胞関係を調査したものである。表に示された様に相談を受けた兒童の五〇%強が長男長女であり、これに一人子を加えると約六〇%となりこの数字は今までに調査された多くの資料と略々一致している様である。

長男長女、特に一人子の家庭に於て占める特殊な地位が、この子供達に與える影響は、今までに学問的にも教育的にも種々論議され指摘されて來たが、たしかに注意しなければならない問題を含んでいることを示している。羣愛、偏愛—そしてこれから來る自我昂進と、自律心、独立心の欠除—かうしたものが目立つて感ぜられる点であり、家庭に於ける取扱いに一段と考慮が拂われねばならないと思う。

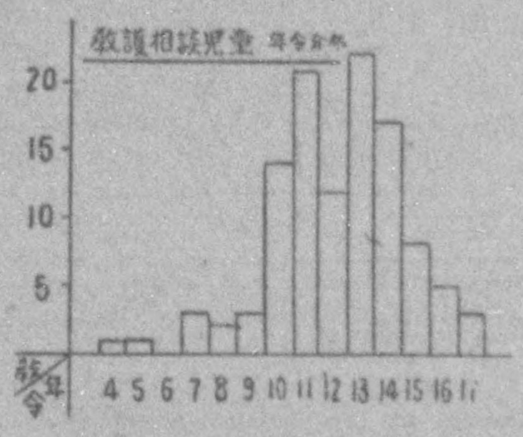

（八）住宅関係

表八　教護相談兒童同胞に於ける地位

	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	計	%
長男女	—	11	12	14	3	1	41	50.62
二男女	—	1	7	6	5	4	23	28.40
三男女	—	—	—	2	2	1	5	6.17
四男女	—	—	—	—	—	3	3	3.70
五男女	—	—	—	—	—	2	2	2.47
独り子	7	—	—	—	—	—	7	8.46
計	7	12	19	22	10	11	81	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

正確な数字を以て示し得る調査が困難であつて、ここに掲げることが出來なかつたが、概して極めてせまい住宅―極端な例を云えば、六疊一室に家族八人が雑居生活する―を持つているか、あるいは住居を求めて轉々と居所をかえている場合が三〇%を上廻つている。この場合住宅は一家だんらんの場でなくて單に一夜を明かす宿舎に過ぎない。かかる家庭に於ての兒童の正常な成長は難事中の難事である。まさに住宅対策は兒童保護の問題にもつながるのである。

(二) 保護者の教育程度

教護相談兒九五名の中、保護者の両方乃至一方が中学校を卒業しているものが僅かに五名に過ぎず、他は小学校高等科乃至尋常科を卒業もしくは中退者である。ここには一面保護者の教養が兒童に與える影響ということが考えられると共に両親の遺傳的素質が子供につながつて來ていることも忘られてはならないと思う。

3. 学校教育と教護兒

教護相談兒の大部分は学校に於て運動部文化部其の他の部のいづれにも活動していない所謂無所屬組である。学習の余暇を正常に合理的に費す期会を失つている子供達に不良化のチャンスが訪れて來ると考えていい資料である。得てして、かかる兒童は無活動狀態で覇氣を欠いているか、ひねくれて故意に正常な秩序ある集いに背を向けるか、さもなくば、経済的、時間的にかかる集いの中に自分を満足せしめ得ぬ理由を持つかである。いづれにせよ学校に於ける兒童教護の主力はかかる無所屬組に向けられねばならない。

次に正確な資料を欠く一面の推測に過ぎないが、兒童の知能と学習課程とが歩調が合わない爲と見られるもの、或いは自由教育の名のもとに優秀兒対象の教育が先行して比較的低能力兒に対する考慮が薄いためにこぼれ落ちて來たと考えられるもの、民主主義の声に必要以上の重圧を感じて教育者自体が強い指導力を発揮していない爲と思われるもの、学校間のセクト的傾向の余波と見られるもの等が、摩例取扱中に少からず念頭に浮ぶことである。

4. 社会的環境の影響

一般的に社会狀態の安定傾向が、子供に與えている影響がたしかに見られる。一時猛烈だつた盗食或いは佩餓感による不良行爲は殆どその跡を絶つたかの感があり、喫煙常習者も急速に減じつつあることは、混乱と窮迫から漸次立直つて來た社会相の反映と考えられる。かう考えると兒童問題の前途は極めて明るいと一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

應安心して可なりであるが、然しまた、思想的な面で新たな社会的影響は非常に大きく、安易な樂觀が許されないどころか、十全の警戒を要するものがあるのである。男女交際の行き過ぎ、礼の欠除等が一般傾向化ある。男女交際の行き過ぎ、礼の欠除等が一般傾向化し、今まで対象が特殊な兒童に限られていたのが、緩慢な慢性傾向をもつて一般兒童に浸透して來ている。

教護相談兒　九五名の中

窃盗、金品物出し　六四名

怠業浪費　一四名（金品持出しをも含）

性的惡癖　一〇名

浮浪家出　四名（他府縣から流れて來る浮浪兒を含まない）

放火　三名

という數字が示すように、

怠業浪費と性的惡癖が目立つて多くなつて來ていることは注目を要する。

前者は正確な將來への見とおしを許さない現代社会狀勢が兒童に與える影響の一つの反映であろうし、後者は男女交際が自由と放恣の限界を失つて來ている現代成人社会が兒童に與える影響の一つの續でもあろう。特に後者については、我々が取扱つた事例の中にも可成り大がかりな半ば集團的組織をもつて奔放な性的生活を続けていた少女達があるのであつて、年頃の女兒を持つ家庭の深い関心を求めたいのである。

五、結び

以上概括的に一ヶ年の業績を通じて考えられる点を略述したが、まとまりも持たぬ少數の事例から余りに多くの推論を引出していることの、極めて学問的でないことは自分でも反省している処である。

ただ最初に断つた様に、私達は技術的な訓練を経ていない極めて貧弱な船員であり、見事な航海記錄を提出する能力を持たないことを自覚して、最初の第一号は出來るだけ一般の方々に読んで貰つて、兒童問題についての関心を持つて戴ければ、略々その目的を達すると考えているのである。

この程度の意味に於て諒解を得ると共に、更に第二年への前進について指示と激励を與えて戴ければ非常に幸である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

精神薄弱兒の種々相

兒童相談所　長谷川隆夫

兒童相談所開設以來、訪れた兒童は多數に上り、個々人種々の問題を含んでいるのであるが、その中で最も注目され関心をもつべきは精神薄弱兒であろう。

彼らは知能的に欠陥をもつと共に、社会生活に適應することが困難である。或る者は馬鹿者扱いにされ、学業困難を示し、又不良兒として社会を害する者もある。斯樣に彼らは失業、貧困、犯罪など幾多の社会問題を醸成するのである。

民主教育に於ては個人の價値を尊重し、教育の機会均等公平がなされるべきであることは云うまでもないが、彼らの義務教育、職業、生活問題について余りにも等閑視されている点はないだろうか。

当相談所に於て鑑別した兒童の中で精神薄弱兒と考えられるのは二〇・〇六%であり、不良兒として相談を受けた兒童の一八・九四%に及ぶのである。

以下、精神薄弱兒の種々の樣相に就いて述べて見たい。

例一　N・W君　十二才

発育の遅れている事を承知であつたが、普通兒と同じく小学校へ入学させ母同伴にて登校していたのである。一年半ばにして家庭事情より考えて母は兒童と一緒に登校することが不可能なので現在就学していないものである。

今その行動の概要を述べて見ると、

一、一般に幼兒的なのは云うまでもない。自動車、電車などは特に好み特異な表情（指関節を咀げながら）をして喜ぶ。

二、質問は次々と多方面に発するが、事物の名称を聞く程度で、質問に方向性持続性がなく、解決しようとはしない。

三、恐怖心が強く、親とは決して離れ樣とはしない。診察なども極度に拒む。

四、歩行は実に不正確であり、直立も困難である。

五、就寝の際に唾を指につけて頭をうるおす。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

六、記憶は案外ある。それも機械的な記憶である。
七、言語は困難であつて語彙数も少い。
八、落着きなく、注意の全般に於て欠ける所がある。

遺傳関係について見ると次の様になる。

（ ）は死亡時の年令及び病名を表す。

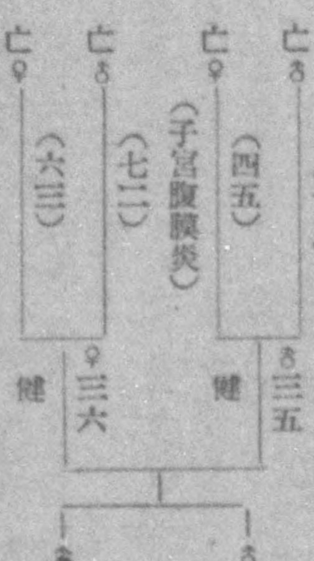

生育史について見ると、胎兒時代母は栄養不良、便秘症で困り、又家庭的な問題（経済上）で非常に苦しんでいた。出産は非常に難産であつて鉗子分娩をした。栄養狀況は混合栄養であつて発育は非常に遅れ、歩行は万四才で開始した。言語も従つておくれていた。二才時痲疹を患い、引続いて消化不良となり輸血に依つて助かつたという程危機に瀕したことがあつた。

父は高等商業学校卒業、現在官吏として勤務し、子弟の教育には実に関心が強く、稍神経質な点は見受けられるが異常は認められない。

母は父の教養程度に比して小学校卒業のみで、稍疑腦とした点があり虚弱な体質である。

兄は十五才で中学在学中であり、学業成績は中位である。

知能検査を実施しようとしたが、言語を解せず、その態度もないので不可能であつたが、父の日常の観察によつ知能年令は三才、知能指数二九と推定せられた。描画による検査では知能指数二九と同じ結果を示した。顔と目を書いたのみで後は記憶している数字仮名を多数書いた。劃次的行動がよくみられる。

原因に就いて考察すると遺傳的素因に於いて異常がないと思うが胎生中の母体の障碍、出生時の狀態、以後の発育異常に認められる様である。

ピネーの言う不安定性な点は見受けられないのである。

例二、N・T君　十二才

就学は同様で一日も欠席することなく通学しているが、学習の効果は遅々として進まず、現在六年在学である。家庭では父母の寵愛を受けて養育されているが、未だに幼兒の域を脱しない狀況である。行動の概要は前述のN・W君に類似しているが、次の点に稍異つて

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

いる様である。

一、実に人に親しみ深い態度を示し、初対面に於ても恐怖心を抱く様なことはない。

二、学習は機械的な面に重きを於て行つている。興味は案外見受けられる。

三、言語活動は語彙である幼児語の域は脱していない

遺傳的な面に於ては異常傾向は見当らず、左の様である。

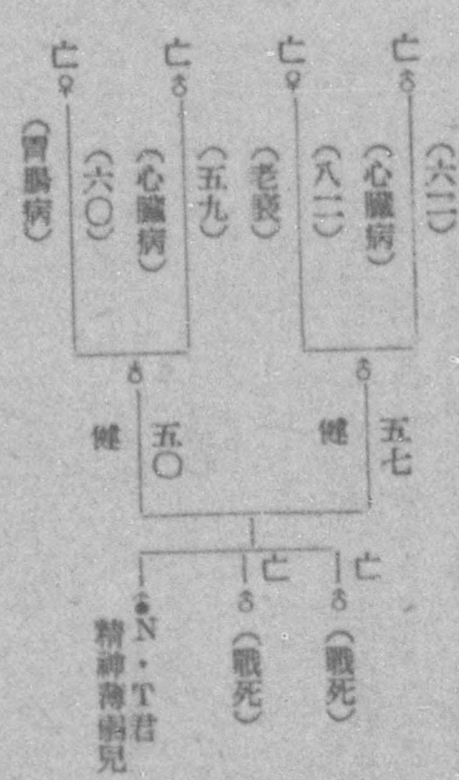

生育史について見ても、出生時体重一貫三〇匁あつたといい、生歯五ヶ月、歩行十一ヶ月、発語一才五ヶ月であつたから別に異常は認められないのであるが、三才にして大腸カタルを起して身体が衰弱して来た。その上四才にて痙攣を患い、後六年間はずつと癲癇発作が絶えなかつた。現在でも時に起すことがある。

家庭には父母共にあり、小学校卒業の学歴にて商業を営んでいる。共に健康である。兄二人は中等学校を卒業し成績も優秀であつたが戦死してしまつた。現在一人子として父母の溺愛を一身に集めている。

今知能検査を実施した結果を示すと知能年令五才六ヶ月、知能指数四九であつた、その状況を見ると十二問「美の比較」十七問「長方形構成」十八問「用途定義」不合格なのに反して、三十一問「五数反唱」三十六問「書取り」が合格であつた。

原因について考察すると、本児の場合は、出生以前には異常を認めず、生後の疾病による影響が重大であると思われる。

例三　W・Eさん　一〇才

小学校二年に在学しているが、学校の先生が学習上困つているので相談に連れて来られたのである。

本児の行動などは別として遺傳的なものを先づ見ると次の通りである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

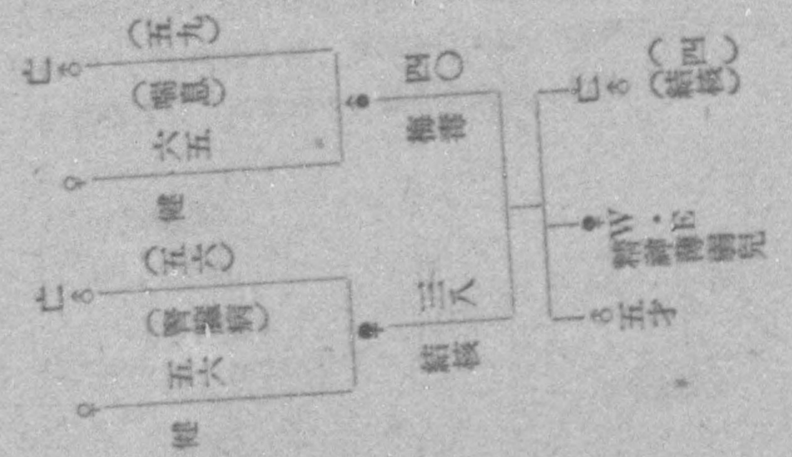

父の兄弟二人は結核で死亡して居り、一人は胃癌を病んで居る。母の兄弟姉妹は結核罹患中である。

生存者七名の家族を合計すると結核腫瘍病記である。母は中毒腫瘍病記であり、一ヶ月間の胃癌として生れた。発症時兄は胃癌であり、三年目の胃癌として生れ、その後腫瘍病記が重々あった。母三年目に四人目を身ごもり出産後出血多量で死亡した。母三年目に結核腫瘍病記が起こるかった。

父は戦後西部軍参謀、部員として勤務しているが、結核を患っている。

母は胃癌のため、結核に陥っているが、母は現在の所に異常なし様であるが、余り良くないこと推定されている。

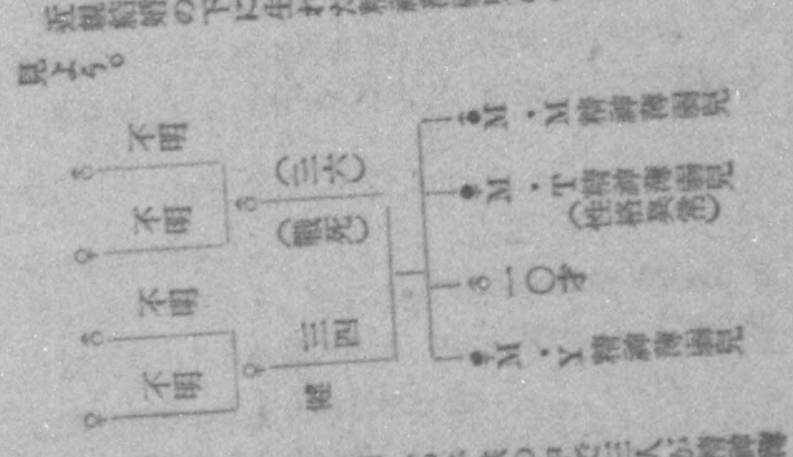

例四、M・M君とその妹二

近親結核の子として生れた結核腫瘍病記の例として考察して見よう。

これは明かに父母の子供の中で三人が結核腫瘍病記である。結核腫瘍病記が生れた原因と考えられる。

1. M・M　就学年齢　右眼　一五才

数年二〇才まで育ち、子供は結核を患わなかったが、近頃の五・六才の記憶と考えて居る。

2. M・T　就学年齢　右眼　一二才

面白い、家族病歴を調べ、両親共に兄弟姉妹と同じ数だけ一人で育てて居り、母の区別なく育てられて居る。父親の性格は穏やかである。母の子供に接触をして及ぼす影響を持って居る。母の子供に接触をする。

母親の愛情として感謝すべき反応である。

3. M・Y　就学年齢　右眼　一才

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

身体、精神両方面に於て殆んど幼児初めの狀態であり、毎日母乳に下つている。言語障碍も甚しくその意味は解し得ない。

父は大工を職業としていたが戦死、別に異常はなかつた。母は日稼として働いている。

生育的に見ても発育遅滞著しく、胎生兒の狀況、出產時の影響、出產時の影響、生後の疾病などに異常は認められないのである。

例五、N・K君　七才

行動特徴を挙げると次の通りである。

一、学校を遅刻することは度々であり、雨の降る日は必ず欠席する。

二、授業が始つても運動場に腹そべつている。

三、女教師、女生徒の別なく、スカート、ズロースをめくつて嬉々として喜んでいる。

四、友人の物品を盗みかくす。

五、反抗心が強くて、乱暴を働く。

六、案外に親しみ深い。

七、学業成績は下位である。

以上が学校の先生の記録を要約したものである。

遺傳的に見ると、

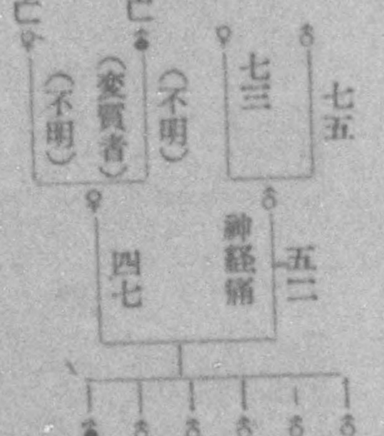

生育上、本兒出生直前、附近の大火に遭い母の精神動揺、心身過労があつたと述べている。発育狀況も普通であつたが、二才の頃、痙攣発作が頻繁に起つた。現在でも夜驚は時々ある。

父は某専門学校を卒業し会社に勤務していたが、戦時中田舎に帰つて教員をし、現在は失職、神経病で病臥中である。

母は寺院の娘として生れ、女学校卒業、能弁にして性格的に変調を示している。彼女の父は極度の変質者であつた。

男のみの六人兄弟であるが、末つ子になるに従つて悪い傾向を示している、その中で最も悪いのはN・K君である。兄弟は全部性的に早熟である。

家庭は以前割合に裕福な生活をしていたが、漸次零

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

落して現在極貧生活である。住居に家なく、家族七人狹い入疊間に雜居寢の狀態であり、亂雜極るものである。從つて兩親の夫婦生活に対しても子弟は極度に興味をもつて來ている。

N・K君の知能年令五才〇ヶ月、知能指數六九である。心的融和を保つことは実に困難であつた。

表象の貧困と統一の困難、論理的記憶の不良、注意困難、有注意の不良、衝動性、粗野な点が顯著に表われている。

斯樣な兒童は後に種々の犯罪を起し、社会的不適應の程度强くなることを予言させるのである。

例六、I・Sさん　十六才

一見可愛い顔をした女の子供、けれどもどこかにポカーンとした所がある。女の子供の場合は殆んどこんな印象を受けるのである。I・S君は次のような問題で相談にやつて來た。

(一) 性的惡戲をして困る。

電柱を抱えて性交のことを云い、道傍にて性器を露出して舞び喜ぶ。盜つた物はここへかくしてしまう。人も目を掩うべき狀態、これが十六才の女の子供のすることだとは。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

（二）盗みは屢々である。

（三）虚言もする。

（四）中学校不就学である。

連れて来られた人は（一）に重きをなして語つていた。性的悪戯は附近の中風の老婆が暇と興味にまかせて教えたものである。

知能検査結果では知能年令五才十ヶ月、知能指数四十を示した。痴愚である。衝動性が甚だしく有意注意を欠き学習は勿論好まない。

父は農業を営み、低脳である。口は余りきかず優柔不断である。母親は優良な血統に生れ別に異常はない。

本児五人兄弟姉妹の眞中として出生。五人とも附近民よりは馬鹿者低脳児扱いにされている。

一ヶ年間就学猶予にて入学し、六年修了、以後中学校は未就学の現状である。

生育上は発育遅退は著しかつたらしい。生後半才より母脚氣のため人工栄養になり、消化不良、急性肺炎を患つている。これらについては余り詳しく調査すること不可能であつた。附添人が余り事情をしらなかつたからである。家系として見ると次の通りである。

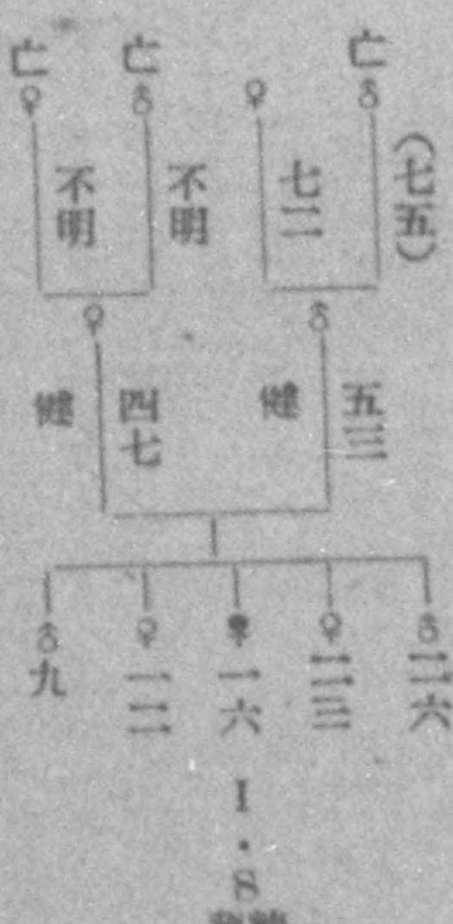

例七、M・Y君　十二才

玄関で何か賑わしい様子。高声の一少年がよくしゃべつている。室へ覗きながら「今日わ」の連発である。

M・Y君は次の様な理由で相談に連れて来られたのである。

一、乱暴をする。

石を投げつける。よく物をこわす。小さい子供はいじめる。

二、人前も恥じずに滑稽な行為をする。

三、学校は就学せず、家庭に於て本児の教育には実に困つている。

四、盗みなどは少々ある。特に食べ物は見つけ次第全部食つてしまう。ここに自他の区別は少しもない。

この児童の知能年令五才一〇ヶ月、知能指数五一で

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ある。固執性が強く見受けられ、その反面実に飽き易い。連想の統一性を欠くが、出鱈目を実に良くしやべる。人を笑わせることによつて他人の関心を喚ぼうとしている。全般に於て幼児的、自己中心的といつた傾向が大きい。勿論、難問などは解決しようとしない。吃音である。

父は乱暴にしてよく他人と喧嘩をし、職業は轉々として変えて歩く。現在は菓子造りをしているが、これも何時まで続くかわからない様である。祖母は性的不行實甚だしく、他の異る男との間に男子二人がいる程である。

母と祖母との仲が悪いので、本児二才の時離婚して現在は住所不明である。

例八、H・Y君　十五才

中学二年在学中であるが、学習狀況は遲々として進まず小学校三年程度であると云う。家庭に於ても学校に於ても低脳児として誰も顧みるものがない。一人で靜かに遊んでいる。元氣もなく、余り話しはしない。

家庭には五十才になる父と四十七才の母とがあり農業を営んでいる。兄二人（二七才と二〇才）姉一人（一七才）妹二（一〇才と六才）の六人兄姉である。父の云い分を聞くと兄姉は共に成績が良かつたという。

鈴木びねー検査を実施した結果、知能年令は七才九ヶ月である。寡言であることは云うまでもない。試みにフォームボートに依つて検査を行つて見ると四分三二秒で完成し、大小分類作業では三分四七秒で完成した。構成力に於ても実に確実で殆に認識の錯誤というような点は見受けられない。即ち未分化な狀態というものは余程なくなつている。運動機能に於ても大きな欠陥はない。然し神経質な傾向がある。

遺傳的生育的に何ら異常を認めないのであるが、何故に彼が精神薄弱児として取扱われるのだろうか。

殊にH・Y君の原因として、環境的な方面を重視したい。劣等感、意志薄弱の狀態が顯著に表れている。家庭内では父始め兄姉は「駄目だ、馬鹿だ」と毎日の様に云う。一年入学当時、一ヶ月程病氣で休んだので学習は狀常に遅れたものと思われる。それ以後、或時には落第扈ぎになつたこともある。隣の室で父の話し声が聞えて來る。H・Y君はこれに耳を傾ける如きにして聞き込んでいる。

これらより考えると、余り知能は良くない上にこうした環境の下に於ては本児の様な神経質な児童は本来の知能より一層低くなつて見えるのである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

学校の先生、父兄にこの旨、よく指導するべきであると話をした。それから二ヶ月後、だんだん良い傾向を示して来た、と嬉しい便りがやつて来た。

◇

これらの児童について考慮されなければならないのは、先づ鑑別の問題であろう。

精神的欠陥のみでなく、種々の身体的欠陥をも有しておることである。本所に於て調査した頭部の状況、顔面などはその著しき例である。職業選択上も、この様に身体的な面も充分に考慮の必要があると思う。

遺傳的なものにその原因が認められることが多数を占めるこの問題に於て生物学的な究明も実に重大な意義をもつのである。

優生学的に考えても現在の世相上驕梅運動は徹底的に行われるべきである。それと共に悪遺傳因子をもつものの子孫えの影響は世の親たるべきの真剣に考えねばならない問題である。

生育史、環境上の問題など決して見逃すべきではない。形式的常識判断に依つておる場合が、世間には一般にないだろうか。

真の人道主義、個性主義的な考えに至らない限り、彼らは救われないのである。彼らを学校に、家庭、社会に良き理解をもつて養育しなければならない。不良化していく児童の如何に多いか。

精神薄弱児は明に性格異常を伴い又性格異常そのものである。精神薄弱児即ち犯罪者（不良児）ということは思わない。個体と環境がどの様に融合していくかという点に問題があるのだが、彼らは個体として劣めた時に多くの欠陥をもつ（社会的不適應）のであるから、その教育、環境の影響は致命的なものと考えられる。この様に考えると、私は精神薄弱児を救うことこそ緊要であると信じている。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

児童と電流皮膚反射

鑑別主任　中本長吉
鑑別員　長谷川隆夫
同　右　佐々木重行
児童福祉司　高井清

前書　今回は趣旨を概略するにとどめる。この研究については、金大秋元先生の御指導を顧って相談所の誇るべき仕事としたい。

児童に関する事柄は、他のことと同じく、個体と環境とに一應わけて考えられる。一番痛切な問題は前犯罪児（犯罪の本質的定義を除外して、成人の犯罪への可能性を示すもの）―反社会児の問題であるが、これを個体的な面からみると大半が精神医学の対象となる精神病質（性格異常）精神薄弱である。今日では、明に社会脱落者たる重症の精神薄弱児による犯罪、というよりも、動物的な突発行為は予め隔離することによつて予防可能であるが、比較的軽症で看過されているものが最も前犯罪への親近性をもつている。

人間の存在は何等かの意味で環境に対する反射であるが、理性の発達によつて反射を部分的に制止なり変形なりして社会生活を営むのであつて、未成熟な子供は全体として非反省的な反射的傾向性をおびるのは当然で、殊に知能の障碍を持つ精薄児では然りである。しかし本当に犯罪と連結するものはやはり精神病質児であつて、実際的には精薄児も精病児たる性格を所有することによつて犯罪性を生ずるといえる。之等の成因、器質的変化、治療等の解明は、精神医学の重要な課題であり、速に専門の收容施設を作つて教育と平行

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

してこの問題の解結に当るべきである。

環境は社会科学的意味で前犯罪成立の重要な條件である。現在の日本の特殊段階に於て前犯罪の形態が規定せられる。結局前犯罪は、その表面からみれば、個体の社会的適應性如何ということであるが、この基礎となる自然科学的意味の環境に対する個体の反應性が規定されねばならない。つまり物質の一般的法則と心理現象とを相即させていかねばならぬのである。生物的遺傳素因と社会環境性との因果関係を無視し得ざること、及びかかる究明の必要なことは「蟻ヶ原」の調査で実証した通りである。性格も環境に対する生物反應及び生物遺傳の法則の自然的基礎なくして心理的解釈のみでは現実の要求に應ずることは出来ない。ペーパテストの出会している難問も、心理現象の定義が不十分であつて、可変要素を把握出来ない所にある。永続的傾向性、反應形態というものも、物質とこれに立脚する社会の構造の解明と共にこれ等に対する綜合関係としてのみ追及すべきである。

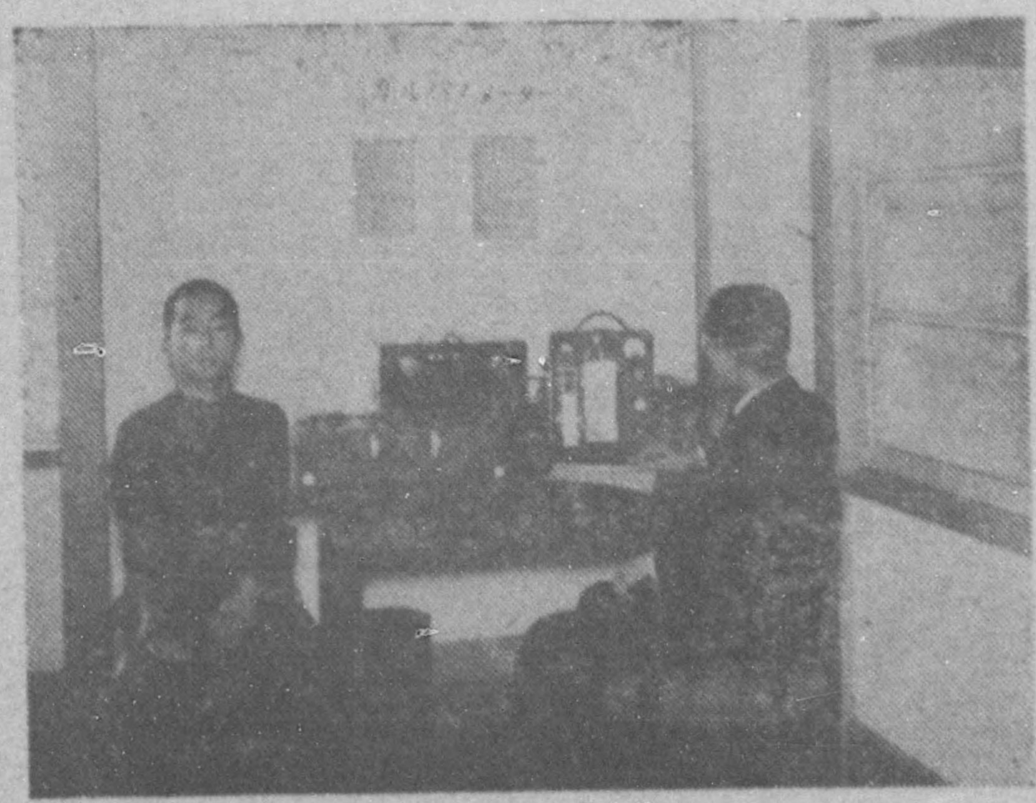

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

かかる経験に対する可能性たる個体條件を規定する一助として電流皮膚反射測定という一手段を用いることにした。之は一八九〇年、タルハーノフが精神作用によつておこる皮膚の内部起電力の変化を鋭敏な電流計によつてみることを研究したのに始まり、一九〇九年フェラグートが、之を変形して皮膚に予め弱い電流を流してその抵抗の変化をみ、精神作用との密接な関係を明かにしたことによる。その後種々の実験により汗腺の分泌と関係あり（精神性発汗、心理的電氣反射）外部的刺戟・内的興奮→間脳の興奮→交感神経→汗腺→汗の分泌→皮膚の電氣抵抗の一時的低下・皮膚の分極性逆起電力の一時的低下という形になると考えられる。現在では生理学的立場より、又脳波と関連して研究がすすめられているが、我々の目的は既述の如く、前犯罪兒を、一般健康兒との比較に於て対象としもつて如何なる個体條件で如何なる環境反應をおこすか—專ら心理学的立場より兒童の生活空間の構造を明かにし、犯罪学や性格学の知見を補足すると共に、犯罪の可能性を除去するにある。電氣生理学的な内容分析は專門家に委ねる。例數が少いので断言出来ず、又大に検討を要するがわかり易く云うと次のようなものである。

（a）自発性反射のあるもの（神経質、躁病等）
（b）自発性反射のないもの（精神薄弱、遅鈍型等）
（c）最初自発性反射があるが後になくなるもの（ヒステリー等）

以上は刺戟を與えない場合であるが、嚴密にいえばこの検査自身心理的刺戟と考えられる。

刺戟に対しては

（a）機械的身体刺戟により多く反應するものと余りしないもの（之は全てのものが反應するが、その程度の差異が特長的である）
（b）一般的に心理刺戟に反應するものと余りしないもの（之は刺戟の種類のその個人に対する痛切度によつてことなる）

自発性反射あるものは刺戟性反射は一般に大である。

個人差の甚しいことが特長的である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

（1例をあげれば）

（1） 正常兒 自発性反射のないもの

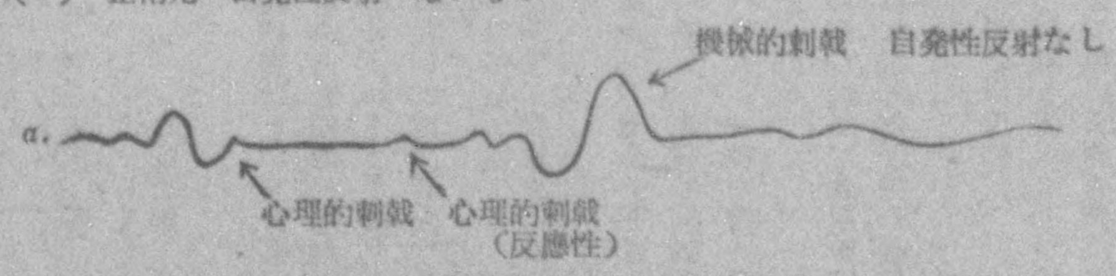

心理的刺戟は又種々の心理檢査と併用して行つている。

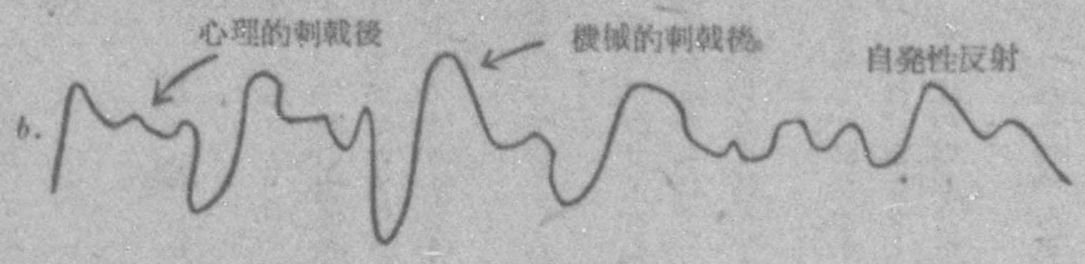

神経質の一例 （躁病も同様）

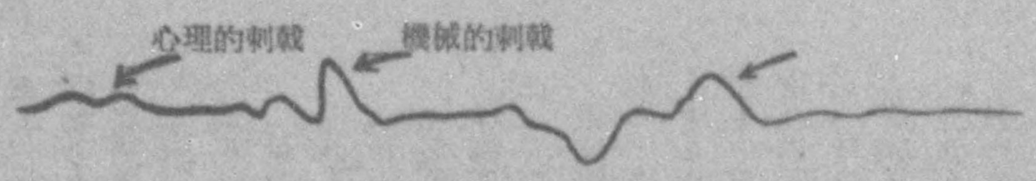

c. この神経質者が電呆狀態に陥ち入つたとき

◦ 躁病者にも同様なことがみられる。

被暗示性（針をさすといつて軽くさわるとか、あついものを手にのせるといつてあつくないものをのせるときに大きく動搖する等）

（2） 前犯罪兒…全て自発性反対を示す。

精薄兒は自発性反射のあるもの（興奮型及性格異常型）とないもの（遲鈍型）があり、心理的刺戟は物質的欲望に関するものや、怒り等に應するものが多い。

◦ 精 病 兒…被暗示性にとむものが多い。

I.Q.が 50～70 位で自発性反射を持ち心理的刺戟で被暗示性にとむものや機械的刺戟に大きく長く反対するものは犯罪と密接な述関があといえる。

（前犯罪兒15例について認められた）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一粒の籾

児童課　古田福松

「一粒の麦」という有名な作品があつた。

虐げられた廃墟の中からでも、一粒の麦は勢よく育つて行くというようなテーマであつたと思う。しかし自信はないので、多分、そうではなかつたかと思うのである。

ところで、麦はまことに苦難の中で育てられるのである。

秋深き頃、種子を下され、青みがかつてくると「麦踏み」され、氷雪の試錬に堪えねばならぬ。

こうした「一粒の麦」前半生は過ぎし頃の子供の姿を連想させる。

青空の原つぱで、麦笛を吹きならし、ほたるかごを折りまげて遊んだ子供の頃の思い出は、かなりしめつぽい暗い感じで、それだけに、原つぱの明るさだけが、キラキラと印象的だ。

麦の試錬も天候によつて左右されるのであるが、子供も亦、親の天氣模様によつて、納得のできない叱られ方をした。三寒四温といつたような公式的なものでなく、一日のうちにめまぐるしく変化した。

叱られる場合の言葉も大低はきまつていて、鳩豆式の機関銃で捕射された。

「悪いことをしたら承知せんぞ」

「かたいものになれ」

「おとなしくせんか、こら」

「ほんとに、しようのないガキや」

「少しは、あの子を見習え」

「理くつをいうな、理くつを」

「親にはごたえするものは不幸者だぞ」

「人の笑われ者だぞ」

晝は晝で「外へ行け」と追い立てられ、夜は「早くねろ」とせきたてられた。

どんなにほしいものがあつても、たとえそれが必要なものであつても「一銭も儲けない者が」といつて、泣きあばれねば買つて貰えなかつた。まことにそれは「一粒の麦」であつた。

「眼鏡汝を玉にす」　果してこれでよいであろうか。

児童福祉法は、この因習の改訂を要求している。

子供は大人の縮図でもなければ、単に「子供は子供」でもない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

苟しくもこの世に生を享けた者は、産声をあげたその瞬間から、生命自由及び幸福追求の権利を有し、法の下に平等である基本的人権を有している國民の一人である。

つまり、子供も家族の正員であり國家社会の成員である。

それはあくまで、個人として尊重さるべき実践的社会人である。

その故にまた共同社会に対する共同の責任を有し、奉仕の自由を持つ一人格である。

足手まといになる邪魔つ氣な存在として、無視され放任され、閉め出さるべきではない。

ところで、敗戰氣風の吹きあれる中に、踏みつけられ、いたみつけられながらも尚且、雑草の如くにはびこつた子供達には、かつてのあの手きびしい圧力もなくさればといつて新しい民主的な訓練もなかつた。

伸び放題の野の草にたちかえつて、ひからびた地面をはい廻つたのである。それは如何にも強靱なようでみのりの薄いはかない存在でしかなかつた。

この子供達に世紀のライトを当てたものは児童福祉法である。

すると、今度は一躍時代の寵児となつた。所謂、自由の名において魚を空中に放つようなこともあつた。

それと同時に、社会的な不適應児は、不良化防止の名において一斉に指弾され排斥された。

この両極は、新たなる児童の虐待である。

そこには子供に対する何等の科学的な認識もなければ、教育的な識見もない。單に時代の笛に踊つたまでである。

児童福祉法は、この種の問題の解決或は相談に應ずるべく、児童相談所を設置して、科学的な鑑別とその対策に当らせているのであるが、まだその利用が一般化していない憾みがある。

子供は社会の成員であつても、大人とは当然区別されねばならないのであつて、それは「一粒の麥」にたとえられよう。

一粒の麥が浸れされ、完全に調整された苗代に播移される。

親の絶対の保護と温い家庭こそ、子供にとつて不可缺のものであることと、新しく認識すべきである。

といつて馬鹿苗の禁物はいうまでもない。

家庭から社会へ田植えされる場合にも、社会環境を調整し、絶えず除草、中耕、施肥、配水等の考慮を拂うことも、稻の場合と異なるところはない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

特にその最初において、正しく位置づけられることの重要さを見落してはならないと思う。

勿論、劃一教育をむし返えすわけではない。

個性はあくまでも尊重されねばならぬ。個性の輝やきと豊かなみのりを期待すればこそ、環境の調整をいうのである。

家庭、里親、保育所、学校、児童遊園、その他の施設等、すべての子供の生活の場を通じて、このことは強調されねばならないと思う。

本人の決意によって、すべての成果は得られるという奇蹟を希う前に、吾々は、先づ子供によりよきものを與えねばならない。

子供は「一粒の麦」ではなくして正に「一粒の親」でなければならぬというのが、私のミソである。

子は寶

一九〇九年（明治四十二年）アメリカで第一回の児童問題が開かれ、次のような声明が発せられた。

「家庭は文明の所産のうち、最も高い、最も美しいものである。精神と性格を形づくる力である。子供は、緊急やむをえない理由がなければ、そこから、離してはならない」

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

取扱事例集

早期發見によつて盜癖のある子を善導した話

兒童福祉司　堀内はる

三四才の幼兒が急に眠り出したり、何となく、ぐつたりしている樣子を見た母親Aは、

先づ熱を計り、医師の診斷を受ける……

二三週間後は全快。

母親Bは、

大して氣にはかけない。夜中になつて子どもは泣き出したり、ひどくけいれんを起すわが子を見てあわて出すがどうにもならぬ。

明朝早く医師の許にかけ込む。

診斷の結果は疫痢、直ちに入院となる。

悪くいくと二三日で死亡。

体質や病菌によつてもちがうと思うが、世には不注意によつて愛兒を失い泣き悲しむ親がかなり多いのではなかろうか。

盜みをする子も之と同じでしよう。次の事例は問題兒を教護院に收容しようと決心したのだが、親、受持教師、兒童福祉司の協力によつてよくなつたものです。

一、本人とその家族

本人	田中　務	十四才	
父	田中　保	四二才	木工員
母	田中光子	三四才	
妹	七才、五才、三才		

二、取扱つた理由

某校教師から、田中務が家の金を盜み、受持教師及び学級の金を盜み無斷欠席もするので之を教護院に收容するように相談ができたが、兒童福祉司の立場から

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

良い方法がないか、と相談を受けたので、兒相談所長に通告、協議の結果このケースを取扱うことにした。

三、最初の訪問（昭和二三・九・二三）

学校で事件の大要を聞きすぐに田中家を訪問した。こうした問題が初めてなので初対面の人にどんな風に話を切り出そうかと心配しながら尋ねると、四畳と六畳の室に母と子ども四人が寢ころんでいた。

母は私の訪問に対して不可思議な態度であつたが、務に命じて子どもをみな外に出してしまつた。

そこで私は兒童福祉司の職務を説明し、訪問の理由を話すと、母はよく理解して、本兒の幼少の頃から今日に至る迄の事を一部始終を打ち明けて話してくれた。

務は一年生の頃は五十人中の六七番の成績で副級長にもなつた位であつたが二年からは段々落ちて五六年生ではクラスの下の部となつた。

盜みの行爲は二年生の頃からあつたらしく母は屢々先生に呼ばれているが、五度のうち一度位しか先生の許に行かなかつたこと、今回はクラスの保護者会費を全部盜み欠席をし殆んど買食いをしたことにつき、両親はどうしてよいかわからぬようになり親類、先生、その他の人々に相談をしたのである。

親類の人達はこのままにして置けば後にはどんな者になるかと案じ、実修学校を進めたのである。

親としては家に置きたいのは山々であるが、受持教師や、務が幼少の頃から世話になり又最も信頼しているK先生もそれを進められたので仕方なく実修学校におくることを覚悟したのである。

四、問題兒となつた原因

両親が子どもの躾や、教育に無関心であつたことはいうまでもないが、務は八才迄は一人つ子で両親の愛を一身に受けていた。父は当時小工場を経営していたので、工員七八人は常にいて、「ぼつちやん。ぼつちやん」とちやほやされた。それが八才の時妹が生れ、二年後に又二年後にと三人の妹が生れたので両親の愛情が次々と妹にうばわれ、務は雇人のみの世話になるばかりである。何とかして両親の愛情を自分に取りもどそうとして（無意識ではあるが）夜尿がはじまり、盜みをなすようになつたものと思われる。

五、治療計画

初めて務に会つた時「今日は」と云つて妹達を連れて外出したのであるが、かがやく両眼からは、どことなく無邪氣さが感ぜられ「どうしてこんな子どもを教護院に入れられようか。親、親類の人々に見離されて

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

いるが、自分の力でもとの良い子にしたいものだ、しなければならない。」と覚悟をしたのである。

そして

1. 相談所でテスト、鑑別を受けること。
2. 家庭訪問により児童、両親に接すること。
3. 家庭、学校、福祉司とが密接な連絡をとること

以上のことによつて善導しようと考えた。

六、経過

鑑別の結果は、指導によつては善良な子どもになるであろう、とのこと。

知能指数は一一〇であつた。

「務さんは一年生の時は優等生だつたし、今日もテストをしてもらつたらこの頃なら今でも勉強次第で優等生になれるのです。一寸横道へ行つているからいけないのだからまつすぐな道に帰えろうね。時々私が務さんのお家へ行くから色々とお話をしてね、きつと良い子になるつて約束できる?」

というと務は只につこりして

「はい」といつた。

その後一ヶ月に学校と家庭へ二回づつ訪問し、務に会つた時には、学校の話、友達の事、遊びの話をし、母には子どもの躾や教育方針について話をし、PTAには必ず出席させた。

面接が度重なる毎に明朗に話してくれる務を見て本当に嬉しく感じた。

五ヶ月後には友達もでき放課後には野球にも交わるようになつた。又どの学科に対しても眞面目に学び成績もよくなりつつあり、特に図画は非常に上達したと聞き、之ならまあ大丈夫だと喜こんだのである。

母も絶えず学校に出入をするようになり子どもに対する態度も変つて来たので安心をした。もう自分の手から離してもよいと思うが母の希望によつて月一回位は訪問をしている。当時六年生の務は現在中学校で愉快に学んでいる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

虐げられた癲癇娘

兒童福祉司　小島喜祐

一、事例の概要

縣廳の某課勤務のK氏から「私の近所にひどく虐待されている娘があつて、而かもその娘が癲癇持ちで洵に可哀相だ。何とかならないものだろうか、我々の近辺では誰一人として知らぬ者がいない位だがその娘の母親が余りに氣性が強くて誰かが見るに見兼ねて注意しても却つて噴つてかかる有樣で誰しも後難を怖れて見て見ぬ振りをしている有樣である。併し私の家の一軒置いた隣りで、畫となく夜となく子供を叱つたり叩いたりする有樣が手に取るように解るので全く堪えられない。何とかしてあの娘を保護してやつて貰えないだろうか」との相談を受けた。而かもそれは「こちらが知らせたことを絶対に先方へ知られぬ樣にして欲しい」との條件付で。

まことに、被虐待兒の取扱は難しい問題であるが、要は虐待の事実を正確に把握し、且つ保護者達に反感を抱かせずにうまく反省せしめて之が解決に協力せしめるにあると考えられたので、何はともあれ先づ地元の兒童委員と近隣の人々の協力を得てこの薄幸の娘を救いたいと意氣込んだのである。

二、家庭及び環境

文子（本人、仮名）の住居は割合に空氣の澄んだ靜かな住宅街にあつて、二階建の下の三部屋を借りていて、内部は納光線の入りが乏しく陰氣である。同家の裏はS川で清流がせせらぎの音をたてている。彼女の家の家族構成は次の通りである。

義父	三七才	（キャンデー賣り）
実母	三一才	（無職）
妹（長女）	八才	（小学二年生）
妹（二女）	六才	
妹（三女）	四才	
妹（四女）	一才	
本人文子（養女）	十四才	（昭和十一年生 小学二年生中退）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

以上一家七人暮しで義父は元操り師司の板前だつたが、終戰後市民市場にささやかな小料理店を出していた。毎年夏季になるとアイスキャンデーを近くの農村迄賣りに歩いて相当の收益を擧げている模樣で、性格は至極実直で温順の樣である。特に当の文子に対しては実子同樣に遇して來た。実母は若い頃カフェーの女給をしていたとかで教養がなく、ただ昔の名殘りを止めて顔を剃つたり、髪の手入れに意を用い一寸いきな妻の持主である。性格は火のついた樣な熱情的なところがあり、子供達（文子のみならず妹達迄に）を相当ガミガミ口喧しく怒鳴りつける傾向があると云われている。主人の月收は平均七、八千円内外で家財道具や衣服類は極めてお粗末であるが、食生活は近所が評判する程おごつていて、何時もゆとりのないその日暮しを続けている模樣である。

三、彼女の生いたち

文子は実母が福井のカフェーに勤めていた頃知り合つた男との間に生れた子供で、二人はどうしても一緒に添い遂げることが出來なかつた。文子は生れ落ちると間もなく母の実家に引き取られ、そこで四才になる迄養育せられ、実母が今の主人と正式に結婚してから迎えられ養女として入籍させられた。昭和十七年に妹（長女）が生れるまで両親の寵愛を一身に受けその頃はみかんかたちも花の樣に麗しく、しかも玲瓏で幼い作らも唄や踊りも上手であつて、全く蝶よ花よと何不自由なく可愛がられていたことは近隣の語り草になつている位である。

昭和十八年の春彼女は小学校に入学した。学業成績は中以上であつたらしいが、二年生になつてから何の原因もなく突然癲癇の発作を起す樣になり、それが度重なるにつれ段々知能も低下し、当時診断を乞うた所の医師、而かも専門違いの外科医から「癲癇は絶対に治らない」と宣告せられた儘、今日迄ずつと医療を受けず病勢の募るままに放任されていたのである。私は「何故に大学病院やもつと権威のある医者に診て貰つて徹底的に治療しなかつたか」と詰問した処、「当時は戰爭の眞最中で而かも日本の情勢は日に日に悪くなり食糧も缺乏し、その上父親も白紙勅員にとられたりして、当時の女手一つではどうすることも出來なかつた。そして学校へも何時の間にか行かずにそのままになつて了つた」と告白するのであつた。これは全く戰爭が然らしめた不可抗力か或は親の無教養と無頓着の故爲か、將又診察に当つた医師の無責任な放言の爲であつたか、今になつてその責任を追求しても詮方ない

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ことではあるが、私は余りにものんきな親の態度に一種の憤激をおさえることが出來なかつたのである。

猶文子は一昨年、母の外出中、長火鉢にかけてあつた鍋の中からお粥を掬おうとして癲癇の発作を起して蓋をとつた鍋の上に倒れ、顔面（下顎部）と左腕並びに胸部に致命的な大火傷を負い、そのため幼い時の面影は全くなくなり、今は前途に何らの希望も悦びもなく全く生ける屍の様になつて了つたのである。

文子の現在の精神及び身体の状況は次の通りである。

1. 身体は極度に衰弱し、痩せこけている。
2. 栄養は不良である。
3. 数年來入浴せず、皮膚が非常に汚れている。
4. 顔色は蒼白で、面には浮きが來ている。
5. 動作は鈍く、大儀そうである。
6. 答える言葉に元氣がなく、やつと返事をしている。
7. 精神状態がもうろうとしている。

四、虐待行爲と社会診断

文子の病勢が漸次悪化し一日に多い時は、七・八回少い時でも、必ず一・二回の発作を起し、時には便所で発作を起して昏倒に轉落した事が前後八回にも亘つた。その度毎に引揚げて裏の河原で汚れた身体を洗い着物はそのまま川へ流して了つて、今では着せる物がないのである。又病氣の故爲か無性に喰い意地が汚くなり、近所の塵箱の中の食物を漁つたりするので、近隣ではあの子の家では、あの子だけに十分食べさせないのだと話し合つた。

この様に面白からぬ行爲が頻発するにつれて、叱責が度を越えてせつかん、ちようちやくとなり、白眼視を通り越して差別待遇となつて、遂に傍から見れば虐待と何等変らない狀態となつたのである。母親は食物は別に制限したりはせず、皆と同じ様な物を食べさせているとは云つているが、現に彼女は僅か一坪の座敷牢とも称すべき板張に畳一枚だけ敷いた薄暗い部屋に押し込められ、その中で独りしよんぼり千代紙遊びや使い古したノートに算数をしたりして自らを慰めている。又そこには蚊帳もなく就寝前の暫らくを蚊遣り線香で蚊いぶしをするだけで、食事も家人とは別に食器に入れて運ばれている。それは恰も彼女の病勢が次第に悪化して、死期の到るのを待つかの様であると云われても仕方のない取扱狀況である。

私が地元の児童委員や隣家の人々などについて調査し、且つ本人の家庭を実地に訪問して得た社会診断は

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

次の通りである。

一、文子の健康は著しく衰えている。

二、両親から明らかに厄介視されている。

三、差別的待遇を與え、精神的に苦しめられている

四、狹い一室に閉ぢ込められ、食物と行動を制限されている。

五、衣服は他の妹達に比べて著しく惡い。

六、何らの慰安娯樂も與えられていない。

七、両親の愛情は他の子に比し彼女に薄い樣に感じられる。

併し乍ら、虐待事実の有無の問題は、当事者たる両親の主観的立場と第三者たる兒童委員や近隣の人々及び私の客観的立場よりする判断とに依り自ら相当の隔たりのあることは否まれないのである。

五、福祉の措置計画

以上の眞相を確認した私は、早速縣の中央兒童相談所に連絡して、所長より義父に対して同所へ出頭を命じて貰つて、事実を指摘して反省を求めた処、彼は「自分は文子が自分の子でないからと云つて特に虐待した覚えはない。妹達が生れない迄は文子を我が子として可愛がつて來たし、自分の子が次々と生れた今も決して分け隔てなく愛している積りである。ただ家内が余りにロやかましくて、單に文子のみならずすべての子供達に随分ガミガミ怒鳴り散らすので、それが近所の評判となり特に病氣の文子を虐待しているかの如く誤解されているのではあるまいかと思う。併しこんな事になつたのも皆自分達夫婦の至らない爲めだから今後十分氣をつけます。尚家内へは私からも十分注意しますが、特に家内を此処へ呼び出して直接貴方樣からも叱つて頂き度い」との答であつた。善良相な義父の言葉を諒として、同日午後再び実母を相談所に呼び出した。所長同席の下に、私は実母と面談したが、その態度には幾分しおしおとして人を喰つた樣な処もあり、且つ無教養をさらけ出したぶつきらぼの中に又一面掬すべき素直さも感ぜられた。「わたしはあの子が特に憎いとは思つていません。幼い頃は本当に可愛い兒でした。ただ大きくなつてからあんな病氣になつてしかも大火傷迄して了つて、本当に不幸な可哀相な子です。私は心に思うことを胸に納めて置くことが出來ない性分で、すぐガミガミと怒鳴りつけるのがいけなかつたと思います。併しこれは文子だけでなく、すべての子供を皆同じ樣に叱りつけるのです。特に文子は便所の中へ七・八回も落込んだり、どれだけ云い聞かせてもごみ箱の中の食物を漁つて食べたりするもので

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

すから、つい御近所が迷惑される程の大声で怒りつけて了うのです」と云つて幾分面目なさそうに微笑するのであつた。全く母親とても心からあの子を憎んでいるのではなかつた。近所の口さがない婦人達は「あの人は若い時、男にだまされてあの子を生んだ爲め、今でもその男が憎くてその面当にあの子をあんなにいじめるのだ」と云つたが、それを傳えると彼女は「まあひどい！」と云つて頑强にそれを否定した。

そこで私は母親に左の條件の実行を要望して承認させた。

一、保護者（特に親權者）として養護の責任を自覚し、且つ子供を絶対に叱らぬこと。

二、文子を現在の座敷牢から出して他の子供達と同様に取扱うこと。

三、週に一回以上入浴若くは行水させること。

四、家人と一緒に食事をさせ、特に栄養を十分摂らせる樣勞めること。

五、小ざつぱりした服裝をさせること。

六、医師の診察を乞い治療すること。

その後数日して、彼女の病氣が果して不治のものか否かを診断して貰うために相談所の技師S医学士とK看護婦の出張診察を乞うたのである。その結果「現在程度の病狀では治療も强ち困難ではない」との折紙を付けて貰えたので、勇躍した私はすぐさま地元の児童委員宅に駈けつけ、且つ同校下常務委員の盡力をも煩し、S病院の治療（生活保護法に依る医療）を受けさせることとした。

六、その後の経過

目下S病院から受ける医薬に依つてこれまで毎日一回乃至数回必ず起つていた病氣の発作も隔日若くは三日置きとなり、この分では薬（特効薬）の按配に依つて段々全治に向う見込がついたのではないかと本人は勿論両親もいたく悦んでいる。そのうち、同病院では子供の血液検査をして病氣の原因並びに梅毒の有無等につき綿密な検査をしたいと云つている。

猶、有難いことには、S医学士の師であるK大学医学部精神科医長のA教授もこれを傳え聞かれて「若し現在の所で十分治療の見込がつかなかつたら、大学病院で徹底的に診て、出來るだけの事を盡して上げよう」と迄云われている由で、両親も私も共に感激している次第である。

発病以來五星霜の間、全くの生ける屍となつて虚げられて來た薄幸の少女に今こそ春が訪れたのである。

尙下顎部の火傷の跡も外科整形術の発達した今日、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

容易に治療することが出來るとのことであれば、殊更この可憐な乙女の前途に光明が與えられ、若い女性としての輝かしい生涯が開かれることとなろう。

私は、最初の意氣込みに比べて、案外事が簡單に運び割合早く効果が見えて來たのに一驚し、このささやかな努力があながち無駄ではなかつたことを心ひそかに悅んでいる次第である。

追記　この稿を終つてから數旬の後、彼女は自宅裏の河原で水遊び中突然てんかんの發作を起し水中に顚落し人事不省に陥り、意識回復後多量の水を呑み遂に溺死を遂げて了つた。折角再生の悅びに浸つたのも束の間、かかる結果になり筆者の執つたささやかな努力も徒勞に歸したことを返す返すも殘念に思う次第である。（二四・一〇・二八）

民子の話

兒童福祉司　高山敎三

一、まえがき

秋空には珍らしいどんよりと曇つた十月初めの或る日のことだつた。

定刻に出勤した私は、デスクに座つて、あれこれとその日のプランを立てている時、T委員から電話がかかつて來た。T氏は某会社の重職の傍ら、委員として常に私に何彼とよく協力して下さる人であるが、「Tさんからお電話です」と云う受付の声を聞いた刹那、何ということはなしに「これは大きいぞ」と私は直感した。

T委員は若々しい声でひとわたり時候の挨拶やら何やらを述べ、それから「電話で話がしにくいから御足労でも会社まで來て頂きたい」旨を語されたので、早速伺うことにした。

× ×

「金沢」と云えば、人は直ぐに「ああの非戦災地の」と思う。そして百万石情緒豊かな城下町の整然たる家並を想像するであろう。恰かも「東京」と云えば

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

「ブラック・マーケット」を連想するように。だが、あの花やかな舞台にも不氣味な奈落があるように、美しい金沢にも暗い影がある。

T委員が、会社の重役室で私に解決を依頼した問題の民子（十四）は、市の南部の、金沢のいわば「影」にその薄幸の生を亨けた。

二、生い立

民子の父は、日傭労働者であつた。兄二人姉一人、次いで民子が生れた。父の在世中は何がなくとも樂しい我が家であつたが、民子が漸く物心づき始めた時、フトした病がもとになつて一家の杖とも柱ともたのむ父が亡くなつた。一家の悲嘆はそればかりではなかつた。父の死後間もなく、長兄が家出をしてしまつたのだ。

年端もいかぬ三人の子供を抱えた母親の苦闘の連続の挙句、あの敗戦だつた。すべてが目まぐるしく変轉し、狂奔し、いまわしい時代の波は、次兄福太郎を「グレンタイ」の一員に捲きこんだ。彼は母の苦悩をよそに、飲む、打つ、賭るの三拍子揃つた「良い若いもん」になつていつた。時々母と爭つた。

民子は、その頃二年の宿痾が應えて、結核療養所から帰つて来たばかりで母と兄との爭いを見て、唯オロオロする丈であつた。

三、別れ

昭和二十一年七月と云えば、主食糧の遞配欠配が著しく、人々は涙を呑んで貴重な品々と若干の白米とを交換し、且精神面では、道義が地に墮ちた時代であつた。

当時民子の母は生後間もない乳兒（私生兒）を抱え生計の途とてなく、たのみとする男兒等は、一は行方不明、一は奥太者で、仕送り所か、家へ全く寄りつかず、次男が稀にのぞけば無けなしの物や金を持ち出す始末であつた。

たまりかねた母親は、附近に住む遠縁にあたるKに相談に行つた。民子の姉はさる人の養女として貰われていつたが、民子のほうはKの友人で品山某と称する口入屋が、たまたまそのことを耳にし、「いい鴨」と許り無智な母親を言巧みに「だましこみ、僅か十一の民子をI廓のH楼に賣りつけた。

（此の間の事情について、楼主は「母親から頼まれて無條件に預つた」と云い張り、問題のキイ・ポイントを握る品山某は、一昨年病死したので眞相を知るべくもない。母親は「Hさんに養つてもらうことに頼んだ。その時に当座の小遣いとして二千円品山さんから

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

貰つた」と丈は明かにしたが、楼主は「二千円云々は知らぬ」と否定している。）

H楼の「おかみ」は廓でも名代の强か者で、昔氣質の一徹な女であつた。かてて加えて余りはやらぬためか台所元も相当きびしかつたらしいのである。

年端もゆかぬ民子は、空腹と、時々の折檻に耐えかねて、屢々母の許に逃げ帰つた。その度毎に母親は「詫」を入れては楼主の許に帰していたが、余りに度重なるので、困じ果てた母親は、児童委員T氏の門を叩き、それがT氏からの電話となつたものである。

四、いきさつ

種々と調査の結果、私は方針を左のように定めた。

1. 母親に民子養育の責任を負わせ、これに協力すること。（從つてHに帰さぬ）
2. 担当児童委員T氏の、民生委員としての活動により多く期待すること。
3. 小学校長、担任教官と常に緊密に連絡をとること。

私はK常務委員に会つて、ケースの詳細を述べ、生活保護の増額について依頼し、更にN小学校にY校長を訪ね、民子のことについて懇談をなし、担任のK先生とも話し合つて、相互に緊密に連絡しあうこととした。

然し、それは見事に失敗した。

当人の民子が、何時の間にか姿を消したのである。「民子が又H楼に帰つたらしい」というT委員のしらせを受けた私は、民子の家に駆けつけた。

居あわせた母親は涙ながらに「実は皆様の御厚意により民子を帰して頂いたけれども、突然物入りになつてどうしてもあの子が育てられなくなり手放さなければならなくなりました。それで私は、あの子に「縣の方にお願いして小野園風園のような所へ行くか、それとも元の家に帰るか」と聞きましたら、あの子は「小野のような所は厭だ。元の家へ行かしてくれ」と云い張りますので、改めて当分の間養育をお願いしました」と云うのである。そしてその突然の入費の理由は民子の兄の福太郎が不良連と某家に强盗に押入り、その一件が露見して未決に收容されたので、差入れや何かをしてやらねばならず、弁護人にも相当の事をしなければならぬので、唯でさえ困つている所にその費用が嵩んでどうにもならず、親戚一統に相談しても誰も相手になつてくれないのです。まさか福太郎の事で委員さんにお願いするのも氣がひけるので……」と云うのである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

私は唖然とすると同時に、母親に対して信頼感を與えることが出來なかつた自己の無力を悔いた。

早速労働基準局に飛び、K監督官とお会いして種々研究したが、貸借関係の伴わぬ当事者同志の話し合いであり、その上家事使用人ということになれば、虐待か酷使の事実がなければ雇主を云々する法的根拠はないのである。

そこで、私は一應事態を静観することとし、

①保護者の虐待又は酷使の事実の有無

②民子の通学状況

に留意することとし、各方面に連絡をとり、常時観察することにした。

当初は、楼主も大分チヤホヤしたらしく学校も余り欠席しなかつた。然し二月に入つて欠席日数が多くなり、出席督励に行くK先生に対して全くスゲなく極めて冷やかに対すと云うことを聞いた。

T委員からも「どうも余り良くないらしい」と連絡があつた。

二月下旬の二三日をさいて、私は夜十時過ぎからH楼の廻りをうろついて、民子たちが早い時は十一時頃遅い時は一時頃に就寝することを確めた。

それから学校へ出て来た民子をキヤッチして彼女に会つた。最初は警戒して何もしやべらぬので、折良く持ち合わせていた金太郎飴を出して民子に與え、私もそれを一本しやぶつて見せた所、漸く笑顔を見せてそれからポツリポツリと話してくれた。

「小母ちやん（女中のこと）がいた頃は、いろいろと世話してくれたが、その小母ちやんも一月始めによそへかわつてしまいました。寝る時間が遅いので朝はなかなか起きられない。それに朝起きても御飯を喰べずに学校へ來るので、学校へ來ても腹が減つてつとまらない。（朝飯を喰らぬのは屠の風習らしい）御飯は腹一杯喰べたことがなく、おかずは汁物許りでお魚など滅多に喰べたことがない。それにお母ちやん（楼主のこと）は短氣で、私が一寸でも云うことを聞かぬと叱りつけたり、頬を打つたりする」

「家へ帰りたくないか」と問えば「私から頼んで來たんだから、帰して欲しいと頼むわけにいかぬ。だが帰して貰えるものなら帰りたい」と云つて泣き出したので、私は「もう少し辛抱していなさい。先生がきつと帰してあげる」といつて帰した。

「小母ちやん」なる人に会つて、もつと詳しいH楼の内情を知りたいと思つて、民子の云う殿町の某旅館を訪ねたが、心当りがなくて町内会の調査員宅で世帯票

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

を繰つて調べたが、とうとうわからなかつた。

当時廓内には連日血なまぐさい事件が起き、市の盛り場で警官が奥太者に暴行されると云う不祥事もあつた程で、K監督官も「廓内の一人歩きは危険だからやめた方が良い」と私に忠告する位であつたので、極秘裡に事を運ばねば、途中にどんな障碍があるかも知れないと考え、私は慎重に構えることとした。

先づ民子の母に会い、H楼の有様や民子が帰りたがつていること等を告げ、肉親の愛情が子供にとつてどんなに大切なものであるかを、二三の実例をあげて説いた。生活の重圧に耐えかねて我が子を手離した彼女も、漸くにして親の責任を自覚し、民子を引取ることを私に約束した。

だが私は万一を慮つて児童相談所に連絡し、必要に應じ即時一時保護が出来るように、交渉して貰つた。

更に私は、後日相手方より当方の手続の不備を云々されることのないよう、事前に上司の意図をも伺い、法二十八條の調査を行うことの諒解をも得ておいた。

三月三日午後八時H楼を訪い、楼主に面接した。早速膝詰談判を開始したところ、話半ばにして夫を連れて來た。膝を交えて語り会うこと約二時間。十時過ぎに「わかりました、早速親元に帰しましよう」の返事を得て、正直のところホッとした。今後の児童の雇入れについての注意を二三告げ、H楼を辞した。

「此のことを一刻も早く民子の母に」と思い、時間の遅いのも、夜道の物騒なことも忘れて私は闇路を急いだ。一町余り行つた頃、バタバタと足音が追つて來るので、立止まつた処民子が「先生忘れもの」と云つて駆けて來た。見ると私の靴ベラを持つている。ハアハアとはずむ息の下から「先生有難う」と嬉しげに礼を云つた。軒灯の鈍い光を受けた彼女の頬にチラリと涙の光るのを見て、私は言葉を返すすべも忘れてその可憐な後姿を見送つていた。

五、その後

新学期。彼女は目出度く四年に進級した。四月、五月、殆と学校を欠席せずに出て來て私共を喜ばせた。母親は、帰除人夫、病氣看護人、日傭などをして親子三人の生計を立てている。五十近くになると住込の女中炊事婦以外には通勤の仕事先が仲々ないので、これも亦止むをえないが、何とか定収入のある勤務先がないものかと考えている。兎に角「本然の親心」を取り返し、民子姉妹の養育に専念していることは、何としても喜びにたえない。

ところが「好事魔多し」というか、六月に入つて民

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

子の欠席が多くなり、訪ねて見ると「風邪をひいた」とか「お腹が痛いので」とか云つているので大したことはないと思つていたが、七月に入つてからは大分衰弱が目立つて來た。どうも樣子が變なので、いやがるのを無理にK医師に診察して頂いたところ「両肺門淋巴腺炎」と診断され大変びつくりした。そこで早速診断書を学校に提出して、当分の間静養させることにした。

病状は一進一退余りはかばかしくないが、私は「せんせえ!!」と元氣な声で彼女が呼びかけてくれる日の一日も早からんことを、明暮れ祈つている。

不良少女

（美智子の巻）

兒童福祉司　高井　清

浮きうきした春の氣分から未だ醒めやらぬ或日の午後。一見型変りな母親に伴なわれ、見るからに陰鬱で反抗心と虚栄心から相当荒んだ生活をしたらしく思われる十五・六才位の少女が訪れて來た。むつつりと顔をふくらませ時折上眼づかいに人の顔色を窺うのも何か小面憎く哀れつぽい。何が嬉しいのか首には汗によごれたネッカチーフを巻きつけ、垢に黒光りする胸もとに変なブローチをぶら下げて、安つぽい指輪をこれ見よがしにはめている。此れではどれだけ慾目に見ても普通の家に真面目にいる娘とは思えず、さながら出来損ないのバンパン娘と云いたい所である。

此の娘も現代の世相が生んだ敗戰ッ子の片割れかと何か心に割り切れないものを感じながら、不良少女町田美智子のケースを扱うに至つたのである。

さて彼女が私のもとを訪れた当面の問題と云うのは最近彼女の素行が極めて悪く、定職に就く事を嫌い、絶えず家を外にして夜遊びをなし、不良少女達と交際し喫茶店、映画館に出入する。又時々外泊して家へ帰らず不良青年等と遊びまわつて歩くと云うのである。

そこで一應ケースの環境を調査して見ると次のよう

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

である。

家族の情況

実兄＝政吉　五十八才　会社員

幼少時、祖母の手に育てられ、小学校卒業後種々と職場を変つて歩き現在は某会社の一職工として薄給に甘んじている。

彼は性格的に神経質で誠に短氣である。兎に角、何か自分自身の事でも不満な事があると、直にその不満を妻や子供に向けて吐き出すのである。しかし、無暗に子供達の事に干渉し、その行動と自由を束縛せんとし、自分の意の如くならなかつた場合は全然子供達の事については「吾関せず」と云つた態度を取ると云う、殊に大人氣のない偏屈な性格の持主である。そのために、子供は完全に親から離反し尊敬の念も信頼の情すらも抱いていない。

実母＝かね　四十四才

彼女は、小学校卒業後現在の夫に嫁し、内職をして生計の手助けをしている。

彼女も又、夫に似て誠に変つた性格の持主で、夫と異る所は滅茶苦茶にしやべる事である。彼女のしやべるのを聞いていたら何時まで経つても際限が無い。

しかも、その話す事が少しも要領を得ず取りとめのない事を際限なくしやべるのである。

初めてケースを伴い訪れて来た時も約三時間余り話し続けていたが、少しも要領を得ず、唯娘の素行が思いから相談に来たらしい事を推察出来ただけである。初対面の人が、あの母親は少し精神異常傾向を持つているのではなかろうかと一應疑つて見る程である。又考えている事総べて誠に単純で無知である。

姉＝芳子　二十一才

古くから諺に「鳶が鷹を生んだ」と云うのがあるが、全くその諺の通りの娘でよくもこのような親からこんな娘が生れたものだ、と思われる程、理知的で大人しい感じを受ける人柄である。成人は「あの娘は本当の娘ではない」と云つているが、兎に角本ケースを取扱う上に常に必要な存在を占めている。

しかし彼女は幾分神経質過ぎる所があり、物事に直ぐ真剣になり深刻に考え込む性格であるために、一度神経衰弱症となり精神病院へ入院した事もあるらしい。

兄＝精二　十九才

長男であるにもかかわらず、現在の家庭に対して

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

不満を感じ、家を外に住込で会社勤めをなし夜学に通つている。平凡な青年である。

妹＝群子　十四才

割合に大人しい娘であるが、勝氣な所があり、もう家庭にいる事を嫌い、就職を希望している。現在某新制中学校に在学している。

環境について

電車通りに面した位置にあり市の大体郊外近くにある。終日電車の騒音が絶えず、行交う車馬の埃で家内は非常に非衛生的である。附近一帯は商店街であるが裏通りは家内工業が行われている。此の地帯は古くから家内工業が行われているためか、不良少年や不良少女が比較的多く、又郊外に近いために青年男女の逢引が良く行われる。

住居は、六畳間一つの間借り生活で僅か六畳の間に古ぼけたタンスや、古雑誌、ぼろ切れ等を入れた破れた柳ごうりが片すみに陣取つている。その他食器類、炊事道具等此家の全財産がその一間に置かれ畳の部分が僅かに三畳分程残れた面をのぞかせている。まさか此処に家内五人全部雑居しているのではなかろうと思つて、他に「何か別の部屋でもあるのか」と聞いて見ればこれだけだと云う。僅か三畳余の室が此の家族の城であり、ここが食堂、仕事場、寝室と時間により完全利用をされている訳である。

毎日々々夫婦間に爭が絶えず、親子同志互に相反目し、爭い合う、これではどれだけ正しい生活、正しい人間となれと叫んで見た所が甲斐の無い話しで彼女のような不良少女が生れ出るのもむべなるかなとつくづくその惨さに感慨無量なるものがある。此のような家庭、このような環境に生育しつつある少年少女の如何に多きかを考える時、敗戦により吾々の生活線上に與えられた衣食住の脅威は、如何に絶なるべき青少年の健全なる生育をはばむものであろうか、その結果を想像しつつ然たらざるを得ない。

本人について

遺傳的な負因は認められず、身体は健康であるが、性格的に一本氣な所があり、相当強度の反抗心、劣等感、虚栄心を持ち陰剣で強情な所が幾分見受けられる。此れは家庭に明るさが無く風波の絶えない事が家庭生活に不平を持ちあらゆ事に反抗する陰剣な性格を形成したものであろう。

幼少時は割合に平和な生活を続けて來たが、終戦後経済的に逼迫し、生活上の不安を感ずるようになつた頃より、夫婦間には夫は妻を疑い妻は夫を疑うと云う

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

動物的な爭が絶えず繰返され、子供はその爭の中に生育しその爭の余波が子供達の上にまで及ぶ事が度々であつた。ために夫婦は離反し、子は親に反抗すると云う慘めな家庭の空氣が醸し出された。此の時からケースの不幸な生活への第一歩が踏み出されたのである。

当時、彼女は某高等小学校の一年生に在学中であつたが、度々学校を無断欠席し、繁華街、公園、映画館等に出入りするようになつた。その後学校を中途退学し暫らく何をするともなくぶらぶら遊んでいたが母親のうるさい程の愚痴話しにいたたまれず、某会社事務員として勤めたが此の職場は彼女に満足を與えず月給が安いとの理由で約三ヶ月余で退職し、再び郊外のM会社に一女工として就職した。しかし彼女の遊びに興味を憶え、異性との交際によりほろ甘き恋の味を知つた心は、ここに彼女を長く止まらせず遂にここも飛び出し家えも帰らず暫らく友人の家を轉々と渡り歩いた。ひとたび彼女の心に泌み込だ繁華街の空氣は再び彼をして定職につかしむべき良心を麻痺させてしまつたのである。

かくして僅か十六才の少女は夜の喫茶店の女給として男から男へと移り歩いた。見る物総べて美しく、聞く事皆珍しく、悪の花咲く夜の繁華街は家に反抗し、虚栄心に冒目となつている彼女の心を完全に魅了してしまつた。彼女は多く異性の友を持ち同時に又多くの同性の悪友を得た。かくして彼女を中心とする不良少女グループ二十数名と不良青年の桃色遊戯が始められるに至つたのである。

そこで一應此の不良少女グループについて参考のために簡單に調査概要を述べて見ると次の如き極めて單純な動機から恐るべき結果を招いているのである。

此のグループは約二十数名からなつており大体十七才の者が約半数を占め、十五才から二十才までの年令の者で構成されている。家庭的には比較的恵まれたものが多く、中流以下の家庭の娘は少い。しかし両者とも家が留守勝ちである事と、放任されている所が共通している。此れ等グループの集合場所は通常最年少者であるH子の家が選ばれる。此のH子の家庭と云うのは父は勤めの関係上、任地で別居生活を営み、母は某工場へ仕事のために出掛け、家には小さな子供二人とH子だけが毎日留守番の形で家に残る訳である。此の様に、終日家には誰もおらずグループの集会場所としては最適の條件を具えているのである。その他時にはH子の附近のKと云う木賃宿か、Tと云う素人下宿が利用される事がある。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

こうしてグループ中の數名が時々集会し猥談に打ち興じ、勝貞事に興奮を感じて夜ともなれば映画、喫茶、公園へとつまらぬ享樂の夢を追いながらさまよい歩くのである。又彼女等は自称彼氏なるものを各人必ず一人ずつ持つており個々の行動を取る場合と二、三組合同で種々な行動を取る事がある。此れ等総べての予定連絡はH子の家に集合した時、誠に巧妙にして祕密裡に、極めて緊密なる連絡網によつて手筈が定められてあるのである。

そこで彼女等の行動について観察して見ると大体次の様な事を行つている。

1. 彼女等は極めて簡單な動機から異性と交際を始めている。
2. 異性に誘惑されたもので春の櫻見時と夏の夕涼み、盆踊り見物に出た時のものが非常に多い。
3. 一定の場所に集会し猥談、勝貞事に打ち興じみだらな快感に酔つている。
4. 不良青年と交際し映画劇見物にふける。
5. 不良青年と喫茶店、遊戯場に出入し、逢引に恋の味を知り、ダンスパーティー等に行き肉慾的な雰囲氣に酔いしびれている。
6. 必ず彼氏なる不良青年を持ちその観心を買わんがために僅かコーヒー一杯に自己の肉体を提供し恋に陶酔している。
7. 自己の肉体を提供し多くの異性の友を獲得せんとし絶えずお互の彼氏なるものの爭奪戰を行つている。
8. 附近の子女に自己の彼氏なるものを紹介しグループ加入を奬めている。
9. 恋の仲介業をもつて唯一の樂しみとし優越感を感じている。
10. 其の他善良なる子女に及ぼす影響誠に大なる行動を平然と行う。

美智子は此のようなグループの一主要人物として非行の數々を平然として行い、肉体的享樂にまで興味を憶える様になつた。現在まで本見の述べるものだけでも六・七回の肉体的交渉を持ち、數十名の不良青年と交際し肉体的享樂の夢に溺れ、甘き恋の囁きに自己を喪失しているのである。

此れが対策について

対策として一番先に考えねばならぬ事は家庭環境の調整である。

1. 父の性格は余りにも偏狂である。全然子供に対す

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

る愛情が見受けられず一家の中心人物としての德性に欠けている。此れ程子供に取り不幸な事はない。子供は父を唯一の信頼すべき支柱であると考え一家の中で最も尊敬すべき人であると考えている子供の心を完全に踏みにじつている事に一時も早く氣付かねばならぬ。

2. 母は母としての愛情が全然無い。子供の前で公然とお前達がいると邪魔で仕方が無いとか、早くどこかえ行けと云うような事を口走るが、此れはどれだけ子供達に不幸な言葉であるか、あえて云うまでも無い事である。若し母として子に対する愛情があるならば、直に考えなおすべきである。生活が苦しいのは自分達だけでは無く、皆苦しいのである。苦しみを子供の前で吐き出してはならない。子供は何の罪も無く誰両親を信じ切つている事を考え「何が無くとも子宝さえ健康で素直であつてくれさえすれば」と云う尊い母性愛に目覚める事が肝要である。

3. 現在の住居は約三疊程の間に雜居生活であるが、此れは子供の生育上香しくない。特にケースの家庭の如く年頃の娘三人も持つ親は考えねば無らない。思春期の娘は感覚的に鋭敏であり、感情的に動搖し易く、精神的に不安定なる狀態に置かれている事を考え、せめて寢室だけでも親と娘とは別室に別れる必要がある。

4. 夫婦の爭は子供の前で絶対に行つてはならない。又子供に対して爭の余波を與えてはならない。

5. 家庭内は何等組織的な所が無く混沌としているが此れはやはり一家の中心となるべき父親の責任に於て家庭を統一し家族の感情及び結びつきの点に於て充分考慮すべきである。

6. 家庭内には何等目標が無く各人各樣の生活樣式を取つているが、家内一同揃つて協同の精神をもつて一つの目標に進むべく計画する必要がある。親子夫婦互に相反目し合う事は速やかに忘れさるべきである。

次いで本人自身について考えねばならない事として大体次の事が考えられる。

1. 不良少女グループを即刻解散させる事。
2. 不良少女グループより離反させ、現在の家庭へ帰す事は不適当なるため適当な施設に一時保護する。
3. 特定施設に一時保護中過行の非行を忘却させるため氣分轉換を図るよう積極的に努力する。
4. 性格的に非常に野生的な面が多く、特に陰剣にして物事に反抗する氣持が相当根强く心に喰い込んで

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

いるようであるから取扱いには愛情をもつてあたる。

5. 道徳的な反省、社会協同の精神を会得させ精神的に安定した氣分を持たせる。

6. 施設に長期間保護指導するよりも一定期間を経たならば適当な里親、又は一般家庭に保護を依頼し家、庭の眞実の姿を認識させると共に職業に対する敬虔なる氣持を体得させる。

取扱経過について

取扱い当初、担当児童委員と協同で度々訪問しその家庭の再建について指導に努めたが両親共反省する氣持が極めて薄く家庭再建のためには相当時日を要するものと思われる。

又本児の指導についても積極的に協力する氣持が見受けられず、むしろ世親等はその行爲を奬めているような傾向さえ見受けられた。

そこで速やかに本児を家庭より引離す事を考え、厚中央児童相談所へ不良少女グループ関係児童等と共に保護者同伴にて出頭させ調査鑑別したる結果本児については調査者の意見と一致し取りあえず敎護院に一時保護される事に決定した。取扱つてから約二ヶ月目に敎護院に入院したのであるが、この二ヶ月間に數回家出浮浪をなし、或時は富山方面の某料理屋に年令を偽つて住み込んだ事もある。敎護院へ始めて連れて行つた時も、一語も語らず、時おり不安氣に周囲に見まわしていたので、又敎護院から無断外出をして行方不明になるのではないかと大分心配していたがどうにか落付いてくれてやつと愁眉を開いた。

其の後

敎護院一時保護当初は仲々落付かず無断外出を心配されていたようであるが彼女に一室の責任者としてその取締を命じ、又年長者としての矜持を持たせるように指導した所大変良くなり、今では他の生徒の指導者として率先して物事をやるようになつたと、或日院長が話してくれた時は何かしら肩の重荷がおりたようでほつとした。調査者も機会あるごとに敎護院を訪問し観察しているが日を経るにしたがつて明るくなつて行く。先般お盆の墓参りのため休暇で帰つて來た時姉と共に私の家を訪れて來てくれた。僅かの間に以前の嘗いかげは影をひそめ、当時より二、三才位、精神的にも肉体的にも若返つたようである。思わず「可愛らしくなつたなあ」と云うと何にも云わず顔を赤らめながら微笑むのを見た時、本当に可愛ゆく此の子が不良少女グループの中心人物として男から男へと移り歩いた

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

少女だろうかと不思議な氣がした位である。

今日も彼女は教護院の一生徒として勉学に作業に軈な子供らしい日々を樂しげに送つている事であろう。つい最近是非彼女を私の家へ貰えないだろうかと云う嬉しい話しを持つて度々私の許を訪れる人がある。不幸な家庭に育ち惨な生活を続けて來た彼女に今幸福な家庭の愛の夢が実現されようとしているのである。

彼女の幸福な未來を祝福すると共に、惠まれざる神の子を又一人救い得た事を感謝しつつ不幸な子供に幸あれと願つてペンを擱く。

紙行商の児童について

児童相談所員　長谷川　隆夫

外地より引揚げて來て叔父の家に養育されていたが家出放浪し、悪友にさそわれて遊び歩く。その中小遣銭に窮する様になつて紙の行商をやり、委託販賣の如くにして詐取した。

三、家族及び環境

父母は若い頃から、朝鮮に渡つて、土木建築業を営んでいた。その当時は生活には何一つ不自由もなく、慾する物はすべて所有することが出來るといつた程であつたそうで、見に角相当に裕福な生活をしていた。父は職業上からも社交に暇ない位であり、家庭に於て

一、本人とその家族

不良兒　沢田秀次　一五才
叔父　同　吉三　五四才
叔父の子　同　勝雄　二九才

二、問題の概要

昭和二十四年六月二十九日、家庭裁判所から兒童相談所送致となつたものである。その理由として「一定の住所をもつことなく各地を放浪し、保護者の監督に服せず少年の家出癖、放從なる性格を矯正するため」としてある。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

は良く子供を可愛いがつた。母は実に華美好みで嫌天下であつた。子供たちにも物質的には不足はさせなかつた様である。教育上のことについても熱心であつた。然しこうした裕福にして平和な生活も終りを告げる時がやつて来た。昭和二十年終戦となつたので永年住み慣れた家を後に父母兄弟（五人）と一緒に収容所に収容されることになつた。それ以後の生活というものは言語に絶するものがあつた。食べるためには手段を選ばずといつた様な道徳的に良からぬことが続いた。こうしている中に父は発疹チブスに罹つて死亡（昭和二十年十一月）次いで母、姉良子、妹貴美子、弟紘一と相次いで死亡していつたのである。後に残されたのは秀次とその弟の満二人きりである。遠く異境の地で、秀次は全くの孤児となつてしまつた。それから内地へ引揚げるまでの満一ヶ年間、親のない兄弟二人がどんな生活をして来たかは想像に難くないのである。窮地に落ち入つた時肉親でも顧みないこともあつたと云うあの冷厳な現実の下全く放従極まる生活をし或時は盗み、物品の販賣もしていたというのであこうした生活を続けて生命だけはどうにか保つて内地に帰り落着いた所が叔父の家であつた。時に昭和二十一年十一月、秀次十二才の時だつた。

叔父の家に来て暫くすると弟の満は他家に養子となつて行つてしまつた。

叔父は農業を営んでいるが、早く妻に死に別れ、現在一人息子の勝雄と二人きりである。ここに新しく入つて来たのが秀次である。

性来冷い性格である上に妻のいない所は家庭的に何か物足りないものがあろう。叔父は秀次の養育に対して別に優遇することもなく又反面虐待するということもなく、いわば弟の子であるという義務的なものが強い。全くの放任状態といつても然りである。

四、本人について

朝鮮から引揚げて来て叔父の家から学校へ通学していたが、学校を休むことが時々あつた。この頃から金沢へ出て映画を見たり買喰いをしたりする様になつていつた。ある機会に不良青年某と会い。腹一杯食べさせて貰つたことがあり、以後仲良く遊ぶようになつた。何時までも続く訳ではなく遂に小遣銭に窮して来た。この時考え出したのが紙行商であつた。ある紙商の手傳いの様にしている中に自分で方々を賣り歩きこの銭をもつて、遊興飲食に過ごしていつた。月に二・三回は必ず金沢へ出て来て商賣をするようになつたのは昭和二十三年八月頃からである。或夕方であ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

る。紙販賣によつて得た代金をもつて家へ帰るともなく市場附近を徘徊中、アロハシャツを着た青年に誘惑され、その晩は紅燈ゆらぐ片山津温泉にて一泊、この味をわすれることできず、その結果としてやつて来たことは、十四才にして異性と交り淋病を罹う様になつたことである。

彼の不良生活は益々つのるばかり、遂に人を欺く様になつた。昭和二十三年も年の暮、紙商某店から委託販賣をするからといつて、チリ紙（五〇〇〇円）を詐取した。同様手段によつて被害を受けた紙商数店である。よつて警察の手にかかり家庭裁判所送致になつたものである。淋病のため保健所へ治療に通わせていたが、二日位で止めて浮浪、某不良青年と交り、その手先となつて使われ、旅館に宿泊し、夜十時頃に出かけて、おそくまで盛り場附近を徘徊するという狀態を呈した。保護者はこれに対して心配はしているが積極的な努力はしようとしない。

五、不良化の主因

秀次の遺傳生育史的究明は両親が死亡し、外地に居たことなので詳かにすることが出来ないが、叔父の申し分によつて判断しても別に異常と思われる点は見受けられない。彼が何故に家出放浪して悪事を働く様になつたか今その原因を探求して見たい。

先づ第一に挙げられるのは戰爭の大きな影響であろう。戰爭の影響は犯罪特に少年の場合に大きいと云われるが、沢田秀次ほど、直接に痛烈に受けたものはなかろう。

終戰前の不自由のない生活、恵まれた環境、それに反して戰後はどうだろうか。全く放從悲惨な狀態。彼に與えた環境の急激な変化はその教育上最も大きく、不良化を誘発した導火線とも云えると思う。この環境にもまして両親兄弟の相次ぐ死亡、社会の防壁ともなり社会化の原動力ともなる家庭の破壞、余りにも不幸であつた。秀次が抱いた氣持はどうだろうか。ここに於て彼が如何なる心理狀態になつていたかは判明するのである。

次に叔父の環境については前述した通りであるが、男ばかりの寂寥たるもの、彼が朝鮮より帰つて淋い所に飛び込む親戚知人がいたならばどうだつたろうか。終戰によつて形造つた精神的な錯綜狀態は薄らいでいつたであろうと思われるのである。家庭に於ては叔父とその子は不在勝ちであり、秀次には寂漠を感じたのは勿論である。弟と離れたことも又又見逃し得ないものがあろう。ここに於て都会に憧憬し、悲哀と加つて

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

全國を遊び廻つた浮浪兒

一、本人とその家族

続柄	氏名	年令
浮浪兒	吉川昭一	十四才
祖母	同 みね	七八才
伯父	同 行雄	五一才
伯母	同 百合子	三三才
弟	同 義明	九才
伯父の子	同 覚	一二才
同	同 良子	一才
義祖母	同 みつ	七二才

二、対象となつた問題及び理由

昭和二十三年八月、吉川行雄から昭一の捜査願が出たことに始る。当相談所に於ては全國に紹介したのである。昭和二十三年十二月岡山縣某に居ること判明、早速連れに行つたが逃走してしまつていなかつた。

昭和二十四年三月三十一日、ひよつこりと家へ帰つて來たのである。昭和二十一年四月家出してから実に満三ヶ年の間浮浪していたのである。

三、本人の行動

今までの放從な生活から家出浮浪したのである。

家出放浪には犯罪は殆んどつきものである。ここに現れたのは年長の不良青年である。可塑性の強いこの時期に急速に悪化していつたであろう。

犯罪の陰に大人あり。彼が十四才の少年にして紙行商をやつたということを考えて見る時、これに依つて彼が得たものは金銭に対する執着並に社会に対する不信であろう。大人たちも子供を「健やかに生育」させるという観点にいたつてもつと考え直す点が多々ある と信ずるのである。彼が窃する習いは終戦時の生活に於て充分知つていたことは勿論である。

どうしても信じられない位なのは彼が淋病であることである。自暴自棄怠惰な生活もこれによつて誘発される点が大きい。

秀次自身は非常に小心であつて、一寸したことにも心配するといつた神経質である。又意志弱固な点はなく確に技影響性が大きい。

これらの性格と今まで述べて來た環境の下に育つた秀次は余りにも不幸であつた。

未來環境を全く失つた様な現在の兒童。兒童自身(主体)が環境の如何なる部分と関連があるか。心理的環境こそ大きく取上げられる問題であろう。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

開いているのかわからない位細い眼をして頭の格好の不揃いの兒童が五十位の男の方に連れられて兒童相談所を訪れた。

本人の陳べた所を大略記すと次の通りである。

「或日、伯父さんに叱られたので家を飛び出て大阪のお父さんの所へ行こうと思つて汽車に乘つた。汽車は勿論無賃乘車。大阪で物貰いをして浮浪、岡山で暫く他家に養われていたが又そこを出て九州に渡つて稚子島まで旅行。進駐軍の兵隊さんと仲良しになつて東京まで來た。洋食の種類は限りなく挙げる。ダンスホールへ行つた話。タイヤ・モーター盗んで食べものを買つた話。何の遠慮もなく語り続ける。青森から北海道へそれから三年振りで郷里へ帰つたという訳。汽車に乘つていた所、車掌さんが「乘車券拜見」といつて來たので、急いで便所の中へかくれた。すると車掌さんが行つてしまつたので安心した。靴を磨く時には必ず姉ちやんのスカートか手を引張る。すると台の上に足を載せて臭れる」

彼の喋り続けたこと実に四時間ばかり。少しでも私が聞こうとすると拒否して自分一人で口に泡を出して話す。時日など一つも覚えがない。全く口から出放題で秩序がない。ヂエスチヤー満点盡きる所を知らず、地理学博士の説明を聞く様である。

三、環境と背景

父は小学校卒業後、活打を業としていたが二十四才の時視力が極度に減退して失明（原因不詳）したので大阪に出て按摩を習つて生活をしていた。三十才にして同じく按摩をしていた「ゆき」と結婚して二男二女をもうけた。昭和二十年八月、腦溢血で死亡。

母、幼兒から失明し按摩を習つていた。父死亡後、義明を義祖母みつに托して大阪に出て働いた。本人昭一は当時学童疎開のため他市に居つた。吉川ゆきと伯父夫婦と同居して居た爲に家庭の間には常に紛爭が絶えず、これを嫌つて出稼に出たのである。

伯父は現在郵便局に勤務しているが、複雜な家庭事情から離婚し、現在の伯母は後妻である。後妻にも子供が出來る様になつてから昭一、義明の養育を極度に拒む様になり、伯父自身の生一本の性格と伯母の低腦から、兎角昭一をいやがらせていた。昭一家出当日も伯父さんに叱られたと語つている。母ゆきとの間に昭一、義明の養育について家事調停中である。

伯母は最近行雄と婚姻したが、自分の子供（一才）が出來たので、先妻の子供、昭一、義明などに無関心である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

その外に吉川一雄、行雄らの親である祖母があり、行雄と同居している。又父一雄が幼児にして遠縁にして養子に行つた家の親即ち吉川みつがある。

弟義明は九才であるが発育不良のため就学猶予している。

こうした複雑な家庭に生活していたのが昭一である。

昭一は家出当時は小学校五年生であつて某小学校に通学していた。附近の児童は吉川昭一に就いて時々噂話をすることもあつたが、もはや忘れ去られていた頃街をにこにこして帰つて来るのを見つけて、

「昭一が帰つて来た!」

と云つて近所中の大評判。今様「浦島太郎」と云おうか、実に意外だつたとのことです。

四、本人についての所見

児童相談所に於ける鑑別結果は次の通りである。

知能指数九十、落着きなく注意散慢にして安定性を欠き、多弁にして作話症的傾向が多分に見受けられる。快活にしてユーモアに富むが、疲労度は高い。彼が浮浪中他人に可愛いがられただろうということは首肯できるのである。精質病質児（循環病質）として診断した。家系遺傳生育狀況等は詳細に知ることが出来ないのは遺憾である。

彼の家出浮浪は伯父に叱られたことから、頭の中に浮んだ父の顔を見たいという一念ではないだろうか。感情の交代という点に於てはわづか幾くの日数の観察なので明かにすることは出来ないが、私の見た所では快活の一方のみであつた。浮浪している中に見ず知らずの他人から愛されたに違いないと思う。

家出当時は抑鬱狀態であつただろうと考えられるのであるが、環境の不遇が彼をして直接行動にうつさせた原因ともなつたであろう。

五、その後の本人

國立武蔵野学院へ送致することに決定した。大きな鞄と風呂敷包をもつて、東都学の希望を顔一面に金沢駅を発つたのは四月五日であつた。汽車の中では特異の表情と手眞似でユーモアを振りまいているだろうと思い浮べたのでした。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

母子

兒童福祉司　吉田信夫

「何という愚鈍な兒だろう」

私のSに就ての第一印象は此の直截な感情で、今から思えば、教育家としては誠に慚愧べきものだつたが最近私はSに就て母性の無辺の愛を見せつけられ、Sを今更のように見直すのであつた。

私の小さな胸は此の春、理想でぴちぴちしていた。始めて物を教えると云う事が私に新しい世界を展いた。小学、師範と殆んど十二年ばかり教えられ通しの私だつた。此れから人にものを教えるという事で、元氣に燃えた私は、こつこつした、理想と情熱の固りを胸に孵化させていた。在来の所謂師範型教育に情熱を失つていた私は、師範型教育の殻を打破する所に自由主義教育の洗礼のはけぐちを見つけていた。

そして私の最初の受持の組にSがいたのだ。始業式の日教育家として最も記念すべき一日を送つた私にはSの事が一晩中頭の中にこびりついて離れなかつた。

Sは嗜い昏い憂鬱な兒だつた。

最初せむしの彼を見た時、私はアブノーマルな彼を直感した。級長選挙の始業式の日には一度私に、ウンと返事をしたきりで、それから後はうんともすんとも云わず口を緘していた。何と云う奇妙な兒だろう、白痴じゃないのかしらと私はその日思つたりした。服装も低に家の境遇の程度を暗示する程ひどいものだつたし、顔の輪廓も酒乱の悲惨な「父」を思わせるようだつた。顔も蒼かつた。白痴の栄養不良ではないかしらとに角面倒な生徒の受持になつたものだと、最初の情熱はどこへやら経験の浅い私は不快になるのをどうする事も出来なかつた。

暫くする中に、注意人物Sの全貌がだんだん分つてきた。Sは自分では絶対に話さなかつた。特別の級友がどんな友情を持ちかけても、Sは人の繋へと離れた。一種独特の氣味の悪い程すねたいぢけさを持つていた。それが彼の境遇上から來る事は後から分つたのだが、それで彼は勿論新任教師の私には頑として口を

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

きかなかつた。只昨年一昨年の主任教師の話によるとSは三年の時今の学校へ轉校してきたのだつたが、轉校して来た日から現在のようにへんだつたので、昔は物をぢも手傳つて、もつともつと拗ねていたと云う事だつた。此の町には父も母もいず、叔父の家から不精無情通つているが、毎年の主任教師も、Sの事については人一倍神経を使わされたものだつた。それで私はSの主任になつてから、凡てはSの事が片ずいてからだとの決心で、先ずSの寄留先の叔父に会わねばならなかつた。

Sの叔父と云う人は見るからに貪慾そうな土方人夫だつた。彼はSを生活上の重荷にもなるので、迷惑がつてもいたし又Sを大事にする義理もないと思つていた。彼の話によると、酒でその肉体をこわしたSの父はずつと前に横死し、母はどこにいるのか分らないとして明瞭にしなかつた。わざと所在を示したくない様な氣振だつた。彼からは此んな一寸した事より外には聞き出すことは出きなかつた。そしてSの母の事を云う時には非常に氣嫌が悪かつた。

父が酒で急死し、母の所在不明の子、そこに悲劇がかもされているに違いなかつた。そして私の客氣が不愍のSに嬰かい庇護を加えねばならぬとあせつている中に数ヶ月過ぎていた。

Sは私の努力にかかわらず、かたくなさを無くしはしなかつた。私は努力の届かないのを、教育者として恥じねばならぬと思つていた。そして此の頃はせめてSの笑顔を見たいのが唯一の希望にさえなつていた。

秋、私はK市へ秋期旅行をした。私は是非ともSを連れて行くつもりでいた。そして少しでもSを慰めてやりたいと思つた。今までSは経費の関係で一度も汽車旅行には加わつた事がないと云うので、汽車賃は私の僅かな負担ですむ事でもあり是非そうしたいと思つた。

然し不思議にSは始めから参加すると云つた。私達職員は此のSの記録破りの申し込みに驚き乍らも、何かあるのではないかと訝つたりした。

其の日汽車が駅を発つとき、Sは相変らず沈んだ顔をして、それでも汽車賃は頑固な叔父に貰つて来たのか、普段着のまま默々としてやつてきた。そして子供達の楽しい旅行であるのにSだけは賑やかな空氣の外に超然と立つていた。

汽車の中ではやはり孤立だつた。私はS、Sと、Sの名ばかり呼んだ。然しSは緘口していた。だが強く

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

いぢけていてもやわり子供だつた。泣き出したいような顏だつた。私はそつとSの爲に買つてきた壽司やくだものを與えた。私はSが只可哀そうだつた。

不思議な事にSは次第に元氣が出て來た樣に思われた。Sの鈍つた死んだ樣な目が幾分か潤潤としてきた。私は天啓を感じた。私は私の努力が報いられたものと思つた。自然私の若い心ははずんできた。汽車が目的地のK市に近づくに從つてSの動搖は最高頂に達して來た。

K駅では汽笛と雜閙と鯨波の声で一杯だつた。私は直感的にSがどうしているのか注視せねばならなかつた。Sはキョトキョトしていた。

突然一人の婦人が「鈴夫、鈴夫」と叫んで私達小学生の所へ狂氣の樣に駈けてきた。Sが「わーつ」と泣き乍ら私達を後にして走つた。二人は暫くそこで泣きくずれていた。

婦人は品はないが貴婦人風に着飾つた女だつた。手には大きな包を持つていた。私は着飾つた女とSとの奇妙なコントラスを感じて不思議に思つた。然し若い上に世間知らずの私はやつと女の職業に見当がついた。するとその女が氣高く見え始めた。

「××屋〇〇楼のものですが鈴夫がいつもいつも御世話になります……」

「……」

若い私はSの母に答える術を知らなかつた。いやしい職業が何だ……と、私は只目頭と鼻とが泣いていた。

「鈴夫を暫くお借り致します。帰りの時刻までには必らず連れて參ります……」

私はそこに母性の神祕の反面を見て、母としての女の、その子供の親友に対する細い心やりに心を打たれるばかりではなかつた。過去のSの凡てが分る氣がした。

フォームはざわめいていた。

Sを孤児だと思つて特別同情した私だつた。味方が一人へつた樣で寂しくなつた。生活の環境こそ違え私も両親のない子だつた。

夕方Sは母に伴われて元氣に駅へ帰つて來た。私はもうSに愛情を失つていた。然し汽車が私達の町に着いた時には、Sは元のSになつていた。私は再びSが可哀そうになつた。然し私がSを愛そうとするにもかかわらず、私に無頓着なSの冷たい魂だつた。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兒童福祉施設紹介

一、養護施設

1. 小野陽風園兒童部　定員　一〇〇名

金沢市三口新町イ一九五　電一一九八番

夕餉の一時

いつも、
にこにこ
いぢわる
しないで
自分の
つとめを
しつかり
はたす子供

民主的な「ゆめ」をもつ子供（よろこばれる日本人）
協同の「ゆめ」をもつ子供（こころのひろい日本人）
國際的な「ゆめ」をもつ子供（すかれる日本人）

2. 梅光会　定員　八五名

金沢市上堤匠町二五　電五九八四番

夕食後の樂しい作業

兒童の体質性格、知能に適應した養育をなし健康で正直明朗な性情を培い知能を伸し技能を授け勤労を尊び人と協力し得る社会人の育成に努める。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

3. 享誠塾　定員　四〇名

金沢市野田平和町　電七五一四番

おさらい

4. 聖靈病院附属愛兒園

定員　養護部　三五名
乳兒部　一五名

金沢市長町五番丁五　電六八二二番

保姆さんの御労苦

天には栄光
地には平安

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

5. 伊奈美園　定員　二〇名

江沼郡片山津町片山津温泉ヰ六

電片山津一四六番

全景

すなおな子に
あかるい子に
おおらかな子に

二、教護院

石川縣立加能実修学校　定員　八〇名

河北郡内灘村字向粟ヶ崎ト一八

電粟ヶ崎三五番

ンヨーレクレの畫

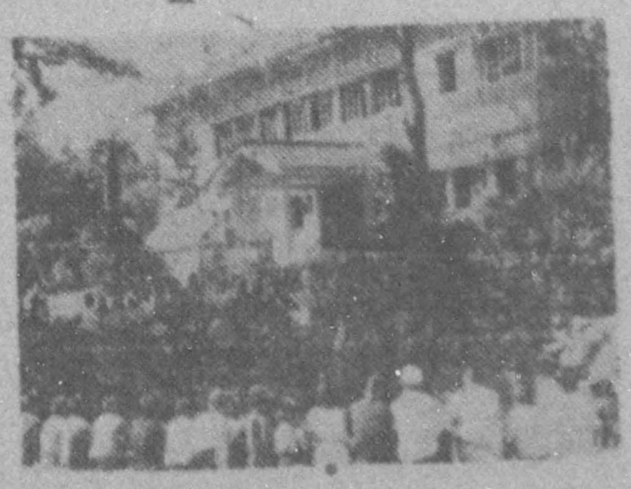

明るい
強い
こどもに

養護施設　愛育園

金沢市民亜坂一丁目五二電九六二番

（十二月一日　開所の予定）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三、精神薄弱兒施設　定員　三〇名

松原愛育学園

金沢市飛梅町五九　電七九〇番

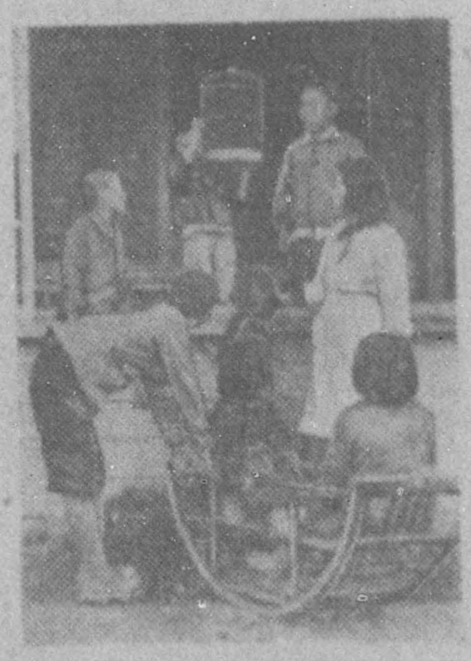

おあそび

忘られた
子等を
すこやかに

甦る少女

K子は十二才の不遇兒である。

何のゆかりもないと言いたい位の仮の両親に引き取られ、学校は通わされず友達との遊びも禁ぜられ、だと云つて家庭で定つた仕事を與えられるでもなし、軟禁といつた形で日々を過さなければならない暗い生活を続けていた。ひねくれた心を直すと称してK子に加えられる折檻は、隣り近所の者がおぞ毛を立てる位である。

此の不遇な虐待の中から救出すべく、児童福祉司や児童委員の懸命の努力にも拘らず保護者の悪測な陰謀や無理解から……世間は何処へ行つてもこんな非道なもの、他人は凡て自分をこうして苦しめるものとのあきらめからどうにも救いの手を伸し得なかつたが、某児童委員の熱心な説得で、どうにか保護者には施設へ收容を認めさせ得たが、K子はどうしても承知しない

K子を收容するのに電車に乗せる時の狀況を他人が見たら、一体あんなに泣き叫ぶ子を何の爲に多勢で拉つて行くのだろうと不思議がる光景であつた。

施設へ着いた途端、K子がかつて受けた事のない親い言葉……それが保母の先生から、他の子供達から、そして夕の食膳も、談笑も凡そK子には夢の様な、ふくよかな雰囲氣が彼の身も心も溶かしたのである。

今K子はこのどこかの施設で、のびのびとそれこそ……和い呼吸をして学校に通つている。（編子）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

日記抄

一、生立ち

中央兒童相談所

○昭和二十三年七月一日、石川縣廳内民生部長室に創設事務開始。

○昭和二十四年十月三日中央兒童相談所廳舍落成移轉

職員

所長　加藤政太郎
庶務　西村仁二
〃　小坂澄子
〃　白山ツヤ子
鑑別員　長谷川隆夫
〃　佐々木重行
医師　大村明
看護婦　大西清枝
指導員（三名）近日発令
使丁　宮保宗吉
炊婦　中野日出

七尾兒童相談所

○昭和二十三年十月一日七尾市生駒町内大谷派七尾教務所内に創設

職員

所長　中央相談所長兼務
庶務　勝見柳北
鑑別員　山崎経度
〃　大原夫佐
医師　春成英吉

二、歩み

昭和二十三年度

七月

二十四日　初めて養護相談兒川辺來所

二十八日　市内民垂坂第三善隣館内に、仮廳舍を設け移轉

八月

二十八日　富山縣射水郡作道村兒童委員視察

三十一日　石川軍政隊民事部（イド氏初巡視

九月

本月より兒童福祉施設の收容兒童の再鑑別を始める

三日　能美郡西尾村兒童委員視察

十五日　金沢市民生課長外調員三名視察

十月

十四日　縣内農山漁村、都市の代表二十八校全兒童の保護者並出生月調査をなす

二十八日　兒童福祉施設連絡会

二十九日　江沼郡片山津町出張相談

三十一日　兒童福祉施設收容兒童の再鑑別終る

十一月

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

本月より毎月○第二月曜日に小松市大和寿陽館に出張相談所を設ける

十一日　河北郡厚生課長、同郡笠谷村児童委員視察

三十日　農山漁村都市代表二十八校児童の体位調査をなす

十二月

一日　電話開通

八日　滋賀縣児童相談所藤本学氏来所

九日　血族結婚部落指導のため鹿島郡越路町字鵜ヶ原部落の調査・鑑別をなす

昭和二十四年

一月

十二日　児童福祉施設連絡会

二十七日　北陸三縣児童相談所並児童福祉司連絡協議会を主催する

二月

五日　厚生省児童局小川事務官視察

九日　厚生省児童局浅岡事務官視察

二十五日　本月より金沢市内幼稚園児の知能検査を始める

二十八日　児童福祉施設最底基準の打合会

三月

十日　石川郡柏野村小学校児童の知能検査をなす

二十六日　縣立大聖寺高等学校女生徒五十名参観

三十一日　金沢市内幼稚園児の知能検査終る

昭和二十四年度

四月

一日　廨に指定される

九日　金沢家庭裁判所との事務打合会

十二日　珠洲郡飯田町・小木町出張相談

十五日　京都府洪陽学校長外二名視察

二十日　石川郡柏野村小学校児童の性格検査をなす

二十二日　鳳至郡柳田村児童委員視察

二十三日　愛知縣民生委員十数名視察

二十六日　珠洲郡連合児童委員視察

二十七日　羽咋郡志雄町児童委員視察

五月

二日　江沼郡勧橋町小学校児童の知能検査をなす

十九日　鳳至郡輪島町出張相談

二十日　同　郡穴水町出張相談

二十二日　同　郡門前町、浦上村出張相談

二十八日　石川郡白峰村児童委員

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

視察
三十日　児童福祉施設連絡会
六月
六　日　児童福祉施設連絡会
八　日　児童並少年の福祉関係機関の連絡協議会（月一回）を主催する
同　日　福井縣児童福祉関係者五十名視察
十　日　第一回里親懇談会を催す（ララ物資給與）
十三日　江沼郡大聖寺町出張相談
十四日　河北郡内灘村児童委員視察
十八日　福井市児童委員視察
二十一日　児童福祉施設連絡会
二十七日　伊奈美園收容児童の鑑別
七月
十一日　能美郡寺井野町出張相談
十二日　江沼郡山代町児童集團鑑別
十九日　石川郡湯涌村児童集團鑑別
二十三日　児童福祉施設連絡会
二十五日　縣内小学校児童標準検査打合会
八月
一　日　能登地区民生委員大会
二　日　加賀地区民生委員大会
三　日　石川縣養護助教諭養成講習生参観
九　日　羽咋郡高浜町出張相談
十　日　同　郡富來町出張相談
二十五日　小松市教育研究会児童心理学的検査の指導をなす
二十六日　児童福祉関係機関協議会
九月
本月より毎週金曜日に石川縣警察官長期講習に児童福祉の実際について講演し警察側との緊密な連絡を図る
五　日　秋田縣児童福祉司井上氏来所
十九日　児童福祉関係機関協議会
十月
七　日　全國児童相談所長会議に出席
二十六日　石川縣警察官長期講習生参観・懇談をなす
三十一日　児童の不良化防止懇談会

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兒童相談所並一時保護所平面圖

階下平面

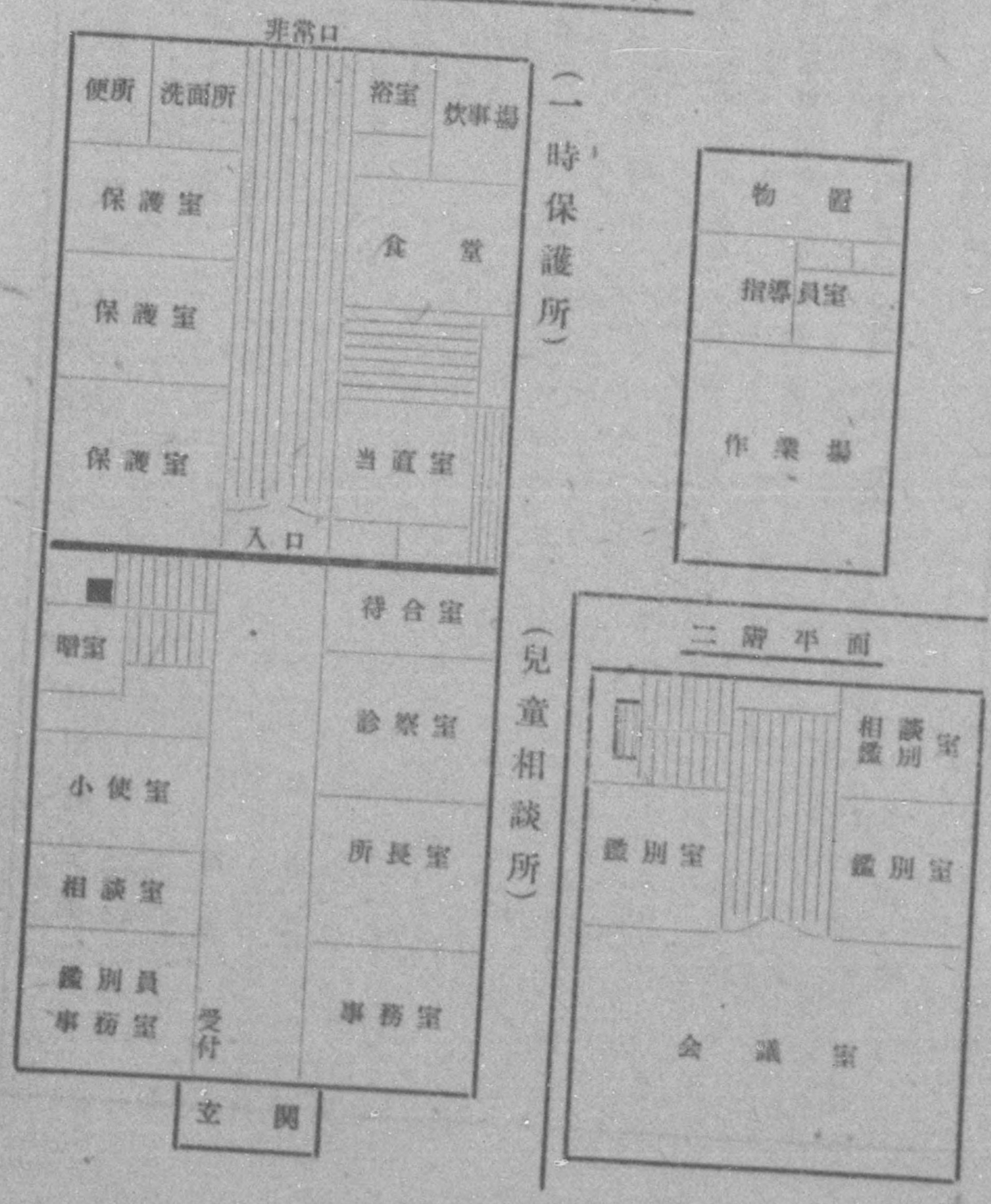

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兒童福祉司担当区域表

石川縣兒童課
電話 四三九三〇〇〇〇番

●藤内（二市八郡）	
辰巳郡、石川郡、鳴海郡、七尾市	小島貴義
河北郡、羽咋郡、鹿島郡	堀内はる
小松市、能美郡、珠洲郡	吉田春夫
●金沢市内	
石引、新竪町、泉川、鉄砲町、寺町、金石、大新、大徳、加賀、東蓮、米丸、片町、（西泉、諸泉）	小島貴義
長土塀、西念、芳斎、長田、北花、百坂、鞍月、清泉、鞍月、川北、中村、三馬、中子泉（曙町、浅野、片町、泉新）	堀内はる
長町、新町、松ヶ枝、三馬、森山、馬場、泉新、小坂、片町（浅野泉、片町泉）	吉田春夫

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

石川縣中央児童相談所解説図

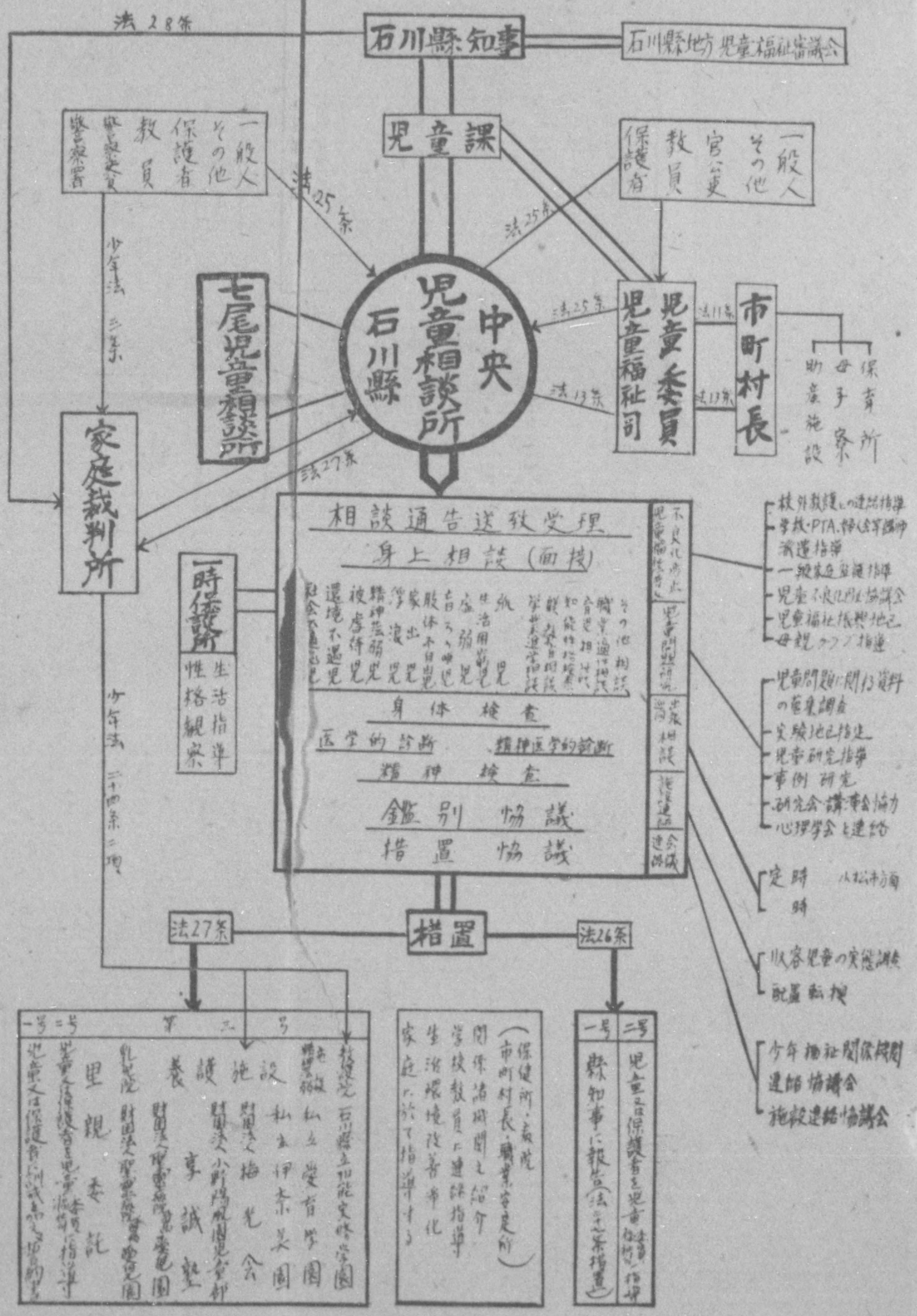

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

あとがき

「兒童相談」創刊号として一年の歩みをお送り出來た事をただただ喜んでいます。

昨年七月誕生した当相談所は皆々様の御盡力で一年有半にならんとしています。

縣下の兒童委員、保護者、等の通告によつて毎日相談をうける六・七人の子ども達が或は施設に或は里親の下に勉学に遊びに喜びに満ちた生活をしています。

家庭教育相談に來られた親達と街で会つた時などにこやかな笑顔で其の後の様子を語られます。

兒童福祉につつがなかれと、此の册子をお届けいたします。

御多用の処をおいといなく寄稿下さいました方々に厚く御礼を申し上げ、紙面の都合で割愛した寄稿は次号に譲らせていただきます。

尚本号にのせられた中本長吉氏は先般縣立加能実修学校長に、高山敬三氏は縣厚生課に御栄轉になつたことを御報せします。（西村記）

兒童相談　一年の歩み

昭和二十四年十一月二十五日　印刷
昭和二十四年十二月　一日　発行

【非賣品】

編集人　西村仁二
発行人　加藤政太郎
印刷人　山越德次

印刷所　金沢市賢坂辻通り四一　山越昭和印刷所

発行所　金沢市賢坂辻通り三五　石川縣中央兒童相談所　電話　七〇九〇番

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

1949

Public Welfare Section
Tokai-Hokuriku
Civil Affairs Region
APO-710, (Nagoya, Honshu)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

PW

File B

ISHIKAWA PREFECTURAL GOVERNMENT

No. C-2

4 September 1950

SUBJECT: List of Child Welfare Agencies and their inmates.

TO : Chief of Welfare Section,
Tokai-Hokuriku Civil Affairs Region,
APO 710, Nagoya, Honshu.

You are cordially reported on the subject above as attached sheets which were prepared by the Welfare Section of Ishikawa Prefectural Government.

Yoshiei Murata

Yoshiei Murata
Chief, Liaison Section,
Ishikawa Pref. Government

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ISHIKAWA PREFECTURAL GOVERNMENT

No. C-2

4 September 1950

SUBJECT: List of Child Welfare Agencies and their inmates.

TO : Chief of Welfare Section,
Tokai-Hokuriku Civil Affairs Region,
APO 710, Nagoya, Honshu.

You are cordially reported on the subject above as attached sheets which were prepared by the Welfare Section of Ishikawa Prefectural Government.

Yoshiei Murata
Chief, Liaison Section,
Ishikawa Pref. Government

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

List of child welfare agencies and their inmates

Ishikawa-ken

Content \ Name of agency		(Reformatory) Ishikawa Prefectural Kano Reform School
1. Number of inmates (male & female)		Male ------ 54) Female ------ 16) Total -----70
2.	a. Age (oldest and youngest limited)	a. 6 to 18
	b. Youngest	b. 9
	c. Oldest	c. 18
	d. Average	d. 13 and 6 months
3. Number of children having one parent alive.		24
4. Number of children having parents alive		21
5. Number of children having their near relatives		19
6. Date of reception for guardian of inmates as to take procedure of discharge	a. Definite	a. 2 times
	b. Indefinite	b. Temporary, if necessary
7. Reason why they (guardian) reject the child to accept		1. No capability of living due to indigent family circumstance. 2. Child is apt to become delinquent influenced by unsatisfactory family environment.
8.	a. No. of guardian paying the expenditure (inmate expense)	(1) Full payment (2) Partial " (3) No "
		a. (1) None (2) 16 (3) 54
	b. No. of guardian sending money to inmate	b. 42
9. Period in agency	a. Less than 3 months	a. 11
	b. 3 months to 6 months	b. 10
	c. 6 " " 1 year	c. 11
	d. 1 year " 2 years	d. 17
	e. 2 " " 3 "	e. 11
	f. 3 " " 4 "	f. 3
	g. Over 4 years	g. 7
	h. Average month	h. 1 year and 11 months
10.	a. Aggregated No. of children discharged in the latest one year	a. 41
	b. Reason	b. (1) Reformed and delivered to parents ---------- 21 (2) Employed to placement-- 5 (3) Applied to other agency ---------- 8 (4) Disappeared ---------- 7

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

	(Home for dependent, neglected and abused children) Ono Yofu-en children's home	(Home for dependent, neglected and abused children) Baiko-kai
1.	Male ------ 80 Female ------ 52 Total ---- 132	Male ---- 58 Female ---- 40 Total ---- 98
2.	a. 2 to 18 b. 3 c. 18 d. 10	a. 10 to 18 b. 2 c. 18 d. 10 and half
3.	76	44
4.	21	2
5.	102	24
6.	Living condition of the guardian is continually surveyed by the close connection with child welfare center, and the one, who is considered to be capable to take care of the inmate, is called up on every occasion.	The first transference of inmates to their home is the one whose period in the institution has been long, and who has guardian to take care of them. The reception for guardian is indefinite.
7.	1. Indigent living 2. Father under penalty 3. T. B. of parents 4. Drag on parent's work	1. Indigent living. 2. Unsatisfactory circumstance for the child to take care of him at home.
8.	a. (1) None (2) 10 (3) 122 b. 2	a. (1) None (2) 7 (3) 91 b. 0
9.	a. 31 b. 15 c. 18 d. 24 e. 14 f. 10 g. 20 h. 1 year and 7 months	a. 5 b. 9 c. 10 d. 21 e. 15 f. 16 g. 22 h. 2 years and 11 months
10.	a. 48 b. (1) Transfered under relative's care --------- 25 (2) Adopted son or daughter -- 3 (3) To another agencies ----- 15 (4) Employed ---------- 3 (5) To foster parent -------- 1 (6) Ran away ---------- 1	a. 12 b. (1) Transfered under parent's care----------5 (2) Adopted son or daughter-1 (3) Employed ----------5 (4) To other agencies ------1

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(Home for dependent, neglected and abused children) Kyosei-Jiku	(Home for dependent, neglected and abused children) Seirei-Byoin, Fuzoku Aiji-en (Home for children attached to Holy Ghost Hospital)
1. Male ------- 37) Total ----- 57 Female ------- 20)	1. Male ------- 14) Total --- 36 Female ------- 22)
2. a. 2 to 18 b. 2 c. 18 d. 10 year and 6 months	2. a. 2 to 18 b. 2 c. 16 d. 7 year and 1 month
3. 36	3. 33
4. 7	4. 1
5. 4	5. 2
6. Estimated 3 times indefinitely	6. a. Few come up for reception due to indigent and remote. b. Indefinite reception for guardians in near area.
7. 1. Father is repatriate, and has no house and no job. 2. Disease 3. No guardian 4. Unsatisfactory condition in home 5. Parents are peddles.	7. 1. No residence. 2. Poor financial 3. Disease
8. a. (1) 1 (2) 1 (3) 55 b. 2	8. a. (1) 1 (2) 10 (3) 25 b. 2
9. a. 6 b. 19 c. 14 d. 9 e. 4 f. 5 g. 0 h. 1 year & 3.9 months	9. a. 0 b. 0 c. 5 d. 6 e. 16 f. 2 g. 7 h. 2 years
10. a. 12 b. (1) Transfered to other agencies ---------- 4 (2) Employed ---------- 2 (3) Ran away ---------- 1 (4) Transfered under parents' care ----------5	10. a. 11 b. (1) Died ---------- 1 (2) Transfered to other agencies ---------- 1 (3) Adopted son ------- 1 (4) Transfered under guardian's care --- 8

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(Home for dependent, neglected and abused children) Inami-En	(Home for dependent, neglected and abused children) Ai-Iku-En
1. Male ------ 18) Total ------ 34 Female ------ 16)	1. Male ------ 16) Total ---- 37 Female ------ 21)
2. a. 7 to 18 b. 4 c. 15 d. 9	2. a. 3 to 5 b. 2 c. 9 d. 8 year and 2 months
3. 29	3. 25
4. 2	4. 10
5. 2	5. 2
6. Reception for guardians is indefinite according to their convenience and desire transfer to guardian when be wants to have.	6. a. Required the every other day visit by guardian b. Reception in case of visiting bringing clothes. c. Survey of home condition by Iido-iin.
7. 1. Mother is maid-servant or waitress of hot spring hotel. 2. Disease 3. Indigent living 4 unsatisfactory condition of home.	7. 1. Indigent living. 2. Disease 3. Because of father is unable to have second marriage. 4. A parent under penalty.
8. a. (1) 0 (2) 10 (3) 24 b. 15	8. a. (1) 3 (2) 11 (3) 23 b. 26
9. a. 1 b. 11 c. 15 d. 7 e. - f. - g. - h. 8.5 months	9. a. 12 b. 2 c. 23 d. 0 e. 0 f. 0 g. 0 h. 0.87 month
10. a. 7 b. (1) transfered to other agency ---------- 1 (2) To parents ---------- 6	10. a. 5 b. (1) Re-establishment of home living ---------- (2) Father had been repatriated from over-sea -- (3) Day-nursery has been built in their neighbourhood ----------

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(Infant home) Seirei-Byoin-Fuzoku-Nyuji-en (Infant home attached to Holy ghost Hospital)	(Home for feeble minded children) Matsubara-Aiiku-Gaku-en
1. Male ------ 7 Female ------ 13 Total ---- 20	1. Male ----- 27 Female ----- 13 Total ---- 40
2. a. 0 to 2 b. 0 c. 2 d. 1	2. a. 6 to 12 b. 6 c. 18 d. 11
3. 17	3. 23
4. 1	4. 7
5. 2	5. 10
6. Indefinite. Many of them visit to take their children back to home with them.	6. Short history since establishment no discharge of inmate.
7. 1. Indigence 2. Disease 3. Others	7. Same to No. 6
8. a. (1) 0 (2) 3 (3) 17 b. 0	8. a. (1) 0 (2) 10 (3) 33 b. 0
9. a. 3 b. 6 c. 7 d. 0 e. 2 f. 2 g. 0 h. 0.63 months	9. a. 5 b. 19 c. 19 d. 0 e. 0 f. 0 g. 0 h. Under six months
10. a. 23 b. (1) Died ---------- 6 (2) Adoption ---------- 3 (3) Transfered under guardians' care ---- 9 (4) Transfered to other agency ---------- 5	10. a. 4 b. (1) Transfered to other agency ---------- 2 (2) Returned home for their convenience sake ---------- 1 (3) Ran away ---------- 1

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

	(Mothers' Home) Naruwa Boshiryo		(Mothers' Home) Seiwaryo		(Mothers' Home) Heiwa Boshiryo
1.	Male 13 Total: 37 Female 24	1.	Male 36 Total: 68 Female 32	1.	Male 36 Total: 68 Female 32
2.	a. 1 to 18 b. 3 c. 17 d. 9	2.	a. 0 to 18 b. 2 c. 16 d. 8 year and 0.6 month	2.	a. 0 to 18 b. 2 c. 16 d. 8 year and 0.6 month
3.	37	3.	68	3.	68
4.	0	4.	0	4.	0
5.	0	5.	0	5.	0
6.	0	6.	0	6.	0
7.	0	7.	0	7.	0
8.	a. (1) 14 b. 0 (2) 5 (3) 0	8.	0	8.	b. 0
9.	a. 3 b. 6 c. 4 d. 9 e. - f. 15 g. - h. 2 years	9.	a. 5 b. 3 c. 11 d. 10 e. 8 f. 3 g. - h. 1 year and 0.89 month	9.	a. 0 b. 2 c. 14 d. 52 e. - f. - g. - h. 1 year and 0.75 month
10.	a. 2 b. (1) Husband has been repatriated .. 1 (2) for the convenience of their home 1	10.	a. 11 b. (1) removal	10.	a. 14 b. (1) second-marriage ..... 2 (2) employed ..... 2 (3) repatriation of father.... 3 (4) transferred to other agency. 7

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

	(Mothers' Home) Izumino-Boshiryo		(Mothers' Home) Komatsu Boshiryo		(Mothers' Home) Nanao Boshiryo
1	Male 38 Total: 67 Female 29	1	Male 4 Total: 11 Female 7	1	Male 9 Total: 21 Female 12
2	a. 0 to 18 b. 0 c. 16 d. 8	2	a. 0 to 18 b. 1 c. 15 d. 9	2	a. 2 to 16 b. 2 c. 16 d. 7
3	67	3	11	3	21
4	-	4	-	4	-
5	67	5	11	5	-
6	-	6	-	6	-
7	-	7	-	7	-
8	b. 0	8	-	8	-
9	a. 1 b. 6 c. 8 d. 52 e. - f. - g. - h. 1 year and 0.86 month	9	a. 5 b. 6 h. 3 months	9	-
10	a. 18 b.(1) repatriation of father (2) mother's second marriage (3) Removal (4) Transference of mother's job (5) Transferred to other agency	10	a. -	10	a. 6 b. (1) Mothers' second marriage.... 1 (2) employed ... 1

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ISHIKAWA KEN REVIEW CHILD WELFARE SECTION
18-22 Sept. 50

1. Conference held with Welfare Department chief, Child Welfare officer- jido fukushi shi, and other members of the C.W.Section. Meeting was held at the Child Welfare Center the entire staff attending. Investigation was made of complaint on distribution of LARA goods in the city of Nanoa- and ken officials accompanied the CA Welfare Officer on the inspection.

Investigation was also made of the operation of the Disabled Persons Law and the new Workshop Law. Both laws are new or recently revised and call for extensive changes in operation and appointment of new personnel.

11. The organization of the Ishikawa Welfare department is as follows;

Welfare Sub section
Child Welfare Section
Demobilization Section
Insurance Section

The Welfare section has the following divisions and personnel

Director 1 plus assistant director 1
General Affairs 8 (business office
(personnel
(payroll
Public Assistance 9 (workshops
(allocation of goods
(repatriates housing
(Korean problem
(pawnshops
(Consumers Coop.
Protection section 9 DLSL and Minsei-iin Law Enforce.

Welfare Section 8(Disabled Persons Law
(Disaster Law Enforcement.

1 The Child Welfare Section is subdivided as follows;

Superintendent 1 and assistant 1
General Affairs 4
Ihstitutions 6
Guidance to institutions and in service training 5
Fukushi shi 4

An in service training schedule is set up for fall training. The area is divided into 2 districts with 2 days training set up for each district. This is under the ministry program. The ken staff has regular staff meetings for training purposes.